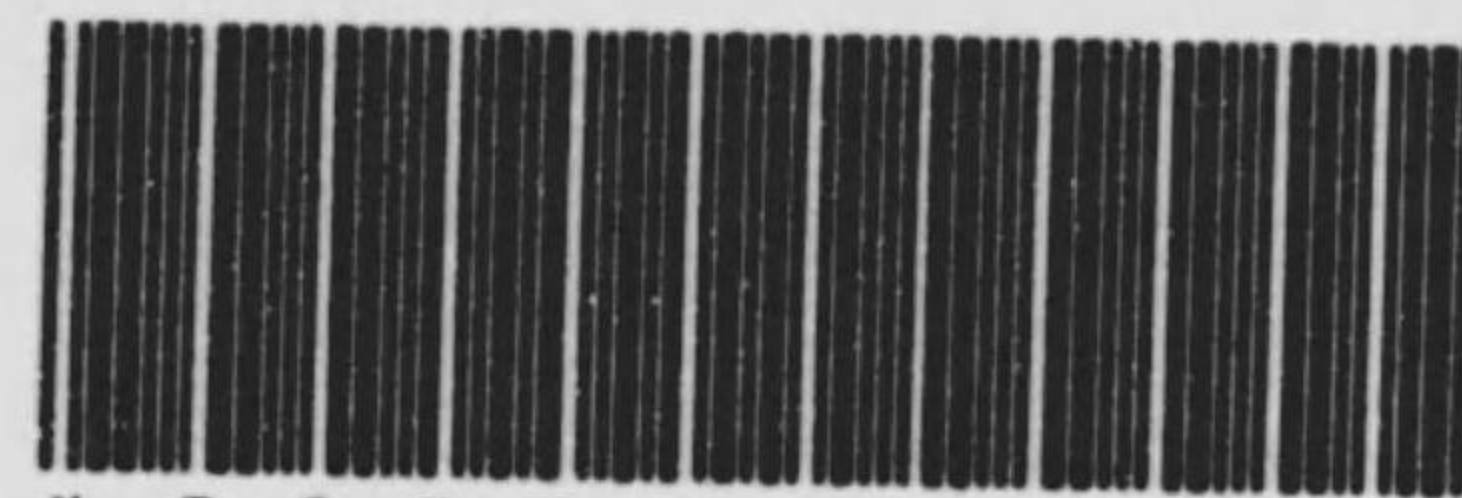


DE9
5

機會均等主義概説

滿鐵經濟調査會

国立国会図書館



0022980000

0022980-000

DE9-5

機會均等主義概説

滿鐵經濟調査會・〔編〕

南滿州鐵道株式会社

1932. 7

ADD

秘

機會均等主義概說

滿鐵經濟調查會



(以印刷代謄寫)

DE9
5



81W61124

小
引

一、本編は經濟調査會の各部各班に於ける其の所管事項に關する立案の参考に資せむが爲に作成したるものなり。即ち作成の目的は専ら事務上の参考に資せむとするに在り、他意あるに非ず。

一、本編作成の目的が以上の如くなるを以て、本編の叙述は多く説明的にして批判的に非ず。唯々機會均等主義とは如何なるものなりやを明かにすることを企圖したり。

一、本編の筆者は之を未定稿と思考し居れり。従て本編に多くの足らざる所あるは筆者自らの知る所にして、就中該主義の實際適用に關する資料と考察とは殆んど之を缺けり。斯る本編を印刷に附するは筆者の本意に非ずして、之を敢てするは事務上止むを得ざるに出づ。他日更に資料を蒐集し考察を重ね、之を改訂せむことを期す。

昭和七年四月

經
濟
調
査
會

小
引

機會均等主義概説

目次

緒言	一
第一章 機會均等主義の發生	三
第二章 機會均等主義の發達	九
第一節 英獨協商	一〇
第二節 一九〇二年の米國の抗議	一三
第三節 第一回日英同盟協約及日露講和條約	一六
第四節 日露戰爭後に於ける機會均等主義の開展	二一
第三章 華府會議に於ける機會均等主義	二七
第一節 序説	二七
第二節 討議の經過大要	三〇
第三節 注意を要する諸點	三五

目次

第四章 機會均等主義の意義……………三九

 第一節 機會均等主義に對する誤解……………三九

 第二節 機會均等主義の内容……………四三

 一 機會均等主義の適用範圍……………四三

 二 機會均等主義の適用限界……………四八

 三 機會均等主義の確保方法……………五〇

 四 機會均等主義の適用地域……………五二

第五章 機會均等主義と滿洲國……………五七

 結 論……………六三

(昭和七、四、八)

機會均等主義概説

緒言

滿洲事變の發生して以來、帝國政府は門戸開放、機會均等主義を滿蒙に付遵守すべきことを屢次宣言したり。民間各團體も同様趣旨の宣言を爲したること一再に非ず。帝國官民共に滿蒙に關し機會均等主義を遵守するの態度を明らかにせること、之に依りて明瞭なりとす。

更に轉じて新に成立せる滿洲國側の態度を見るに滿洲國政府の前身とも見るべき東北行政委員會は、二月十八日を以て國民政府と分離すべき旨宣言したるが、右宣言に於て「更以門戸開放、機會均等主義、以與世界民族、共存共榮」と述べたり。又三月一日の建國宣言に於ては、其對外政策の一要項として「以達門戸開放機會均等主義之實際」と述べたり。即ち滿洲國も亦帝國と同様、機會均等主義を採ることを中外に宣明したり。

機會均等主義は諸外國の支那に於ける又は之に關する經濟行動を規律する一原則にして、滿洲國既に之が遵守を宣言せる以上諸外國は其の規律を受くるものと覺悟せざるべからず。然るに、本邦人の一部には門戸開放、機會均等主義の意義を誤解し、滿洲國の一切の利權を外國人に開放し、殆むど完全なる内外人平等待遇を將來せしむるものと思考せるが如き觀あり。斯の如きは誤解なること勿論にして、之を矯正せざるべからず。

本經濟調査會に於ては、滿洲國の經濟發展に關し各方面に亘り立案を見るべく、此等立案に當りては、多くは本邦人た

るの立場よりせらるるものと思考せらる。機會均等主義は本邦人の滿洲國に關する經濟活動を規律する原則なるが故に、本邦人の立場よりする經濟政策立案に際しては、先づ機會均等主義に牴觸することなきや否やを吟味し、之に牴觸せざる範圍内に於て方策を樹てざるべからず。然らざれば、立案せられたるもの如何に巧妙なりとも、如何に本邦人にとりて有利たりとも、第一に滿洲國之を承認せざるべく、第二に面倒なる國際紛争を惹起し遂に實行不可能に陥るべし。是れ、此に機會均等主義を明らかにし、夫と本邦人の對滿經濟政策との關係を明かにせむと企圖したる所以なりとす。

第一章 機會均等主義の發生

支那に於ける機會均等主義の具體的起源は一八九九年の「ヘイ」の宣言に在り。然れども、機會均等主義なるものは、支那に於ける各國の經濟活動の機會を均等なる立場に置かむとするものなるが故に、通商條約に於ける最惠國條款と同様の原則系列に屬するものと思考せらる。支那との通商條約に於て最初に最惠國條款を挿入したるは、一八四四年七月三日の米支望厦條約なりとす。該條約第二條は大略左の通り規定せり。

合衆國人民ハ……如何ナル場合ニ於テモ他國民ノ納付シ若クハ納付スルコトアルヘキ所ト異ナルカ又ハ之ヨリ多額ナル稅ヲ課セラルルコトナカルヘシ……清國ヨリ他國ニ將來許與セラルヘキ爾餘ノ利益及特權ハ之ニ付合衆國及合衆國人民モ亦完全ニ且均等衡平ニ許與セラルルノ權利ヲ有ス

其の後に於ては、佛國も亦一八四四年十月二十四日の黃浦口條約に於て之を定め(第三十五條)、爾後締結せられたる各通商條約は此の例に従ふこととなれり。而して其の内容も漸次完全となり、例へば一八五八年の米支天津條約第三條は左の通り規定したり。

締約國ハ何時ニテモ大清帝國カ他國又ハ他國ノ商人若ハ人民ニ對シ本條約ニ依リ與ヘラレサル航海、商業、政治上若ハ其ノ他ノ交通ニ關スル權利、特權又ハ恩惠ヲ許可スルカ如キ場合ニ於テハ右權利、特權及恩惠ハ直ニ且無償ニテ合衆國、其ノ官吏、商人及人民ノ利益ノ爲與ヘラルヘシ

斯の如き規定にして完全に實施せらるるとせむか、各國は支那に關し一切の優先權又は特權を有し得ざるべきが故に、新たに門戶開放、機會均等主義なるものを宣言し、列國に同意を求むるの必要なかるべし。若し支那國が或る一國に對し

他國を排斥し又は之より優越なる權利を與ふる場合には、右の他國は最惠國條款を適用して支那國に對し是正の手段を採ることを得べし。然れども、支那は外國の專横を抑制するに足る實力を有せず、過去に於て外國の要請に依り其の國に優越權利を與ふるの止むを得ざる場合の生じたること一再ならず。斯る場合に於て第三國が之に均霑せむと欲するも、右の特權を取得したる國は之に同意せざるべし。而かも、最惠國條款は、法理上より言へば、支那國と當該各國個々との間の約束なるが故に、之に依り外國相互間の關係を規律することを得ず。從て、最惠國條款のみに依りては支那に於ける機會均等主義を保障するに不充分なり。

最惠國條款は前述の如き缺點を包藏せり。然るに前世紀末に至り、支那に於ては所謂利權競爭時代來れり。各國が自由競爭の原則に従ひ個々の利權を取得するのみなるに於ては、何等非難すべきに非ざるも、激甚なる競爭は好ましからざる各種の事態を發生せしめたり。各國は或は租借地を獲得し、或は所謂利益範圍又は勢力範圍を設定し、或は優先權又は特權を取得したり。之が爲め支那に於ける各國の經濟上の自由競爭の阻礙せらるること一方ならざるものあり。當時支那に於て最も活動したるは日、英、佛、露及獨の各國なりとす。此の外に之に参加せむとしたるものに米國あり。帝國は此の時代に於ては未だ「イニシアテイヴ」を探る丈の實力を有せざりき。佛國及露國は當初より殆むど相提携して最も露骨に政治的活動を爲し、各種の特權を取得するに腐心したり。獨逸は新銳の氣を以て新に参加し、膠州灣を租借すると共に山東省に於て特權を得たり。英國は古くより支那に於て事實上通商關係に於て優越地位——優越權利に非ず——を獲得し居たる關係上利權競爭時代に際會し之を失はざることに全力を傾倒したり。之が爲めに、英國國內に於ては支那に於ける機會均等主義を確立すべしとするの輿論起れり。而して、此の輿論は相當に有力となり、責任ある地位に在る政府當路者にして公開の席上に於て公然之を主張する者あるに至れり。斯の如く機會均等主義を先づ主張したるは英國人なりしと雖も、

同國は遂に之に關し國際的に何等具體的の措置を執るに至らずして止みたり。其の理由は幾多存在すべしと思考せらるるも、其の最大原因は同國が既に有したる權益を擁護する必要上、機會均等主義の確立の必要を痛感し乍らも、支那に於て特權を設定するの止むを得ざるに立到りたることに在りとす。即ち、英國は山東省に於ける獨逸及關外に於ける露國の勢力に對抗する必要上、此等兩國との間に協定して其の優越權利を設定するに至れり。此に於て、英國は國內に於て最初に機會均等主義の烽火を擧げ乍ら、國際間に於ける「イニシアテイヴ」は米國に奪はるるに至れり。

米國は從來より支那に對し何等政治上の野心を包藏することなく、其の期待する所は専ら通商上の利益に存したり。而して列國が支那に於て利權競爭に耽れる間は、同國は米西戰爭の爲め其の眼を東洋に向くるの邊なかりき。然るに、同國は此の戰爭の結果西班牙より「フィリッピン」を割讓せしめ、極東に於ける根據地を得たり。更に、國內に於ては資本膨張して海外に對する經濟的發展を要望するの聲あり。此等は共和黨の積極政策と相俟ちて、極東に於ける經濟的發展は米國の重要な一國策となれり。而かも、各國は既に支那に於て根據地を有せるに米國は之を有せず。斯る事態に於て同國が經濟競爭上に於ける不利益を能ふ限り除去せむとするは、必然の趨勢と云ふべきなり。當時の米國國務卿「ジョン・ヘイ」は曩に駐英米國大使として倫敦に駐在し、英國に於ては支那に於て門戶開放、機會均等主義を確立すべしとするの輿論あることを熟知したり。即ち、英國に於て教へられたる所を自國の政策とし、一八九九年九月所謂門戶開放政策に關する提議を爲したり。此の提議は日、佛、英、獨、露及伊の六國政府に對し、各國駐米國大使を経由して提出したるものなり。通告文全體として見れば各國宛のもの凡て同様非ざるも、其の要點は左の三項に存し、此の三項に於ては凡て同様なりとす。

第一、各國ハ其ノ支那ニ於テ領有スルコトアルヘキ一切ノ所謂「勢力範圍」又ハ租借地域内ニ於ケル條約港又ハ既得利益ヲ如何ナル方法ニ於テモ干渉セサルコト

第二 支那國暫行關稅率ハ一切ノ前記「勢力範圍」内ニ於ケル一切ノ港ニ向ケ陸揚又ハ船積セラレタル一切ノ商品ニ對シ其ノ所屬國籍ノ如何ヲ問ハス適用セラレヘク且其ノ税金ハ支那國政府之ヲ徵收スルコト

第三 各國ハ自國船舶ニ課セララルルヨリモ高キ港稅ヲ該範圍内ニ在ル一切ノ港ニ來着スル他國籍ノ船舶ニ對シ課セサルヘク其ノ「範圍」内ニ於テ敷設、管理又ハ經營セララルル鐵道ノ運賃ニシテ右「範圍」ヲ通過シテ運送セララルル他國籍ノ人民又ハ臣民所屬ノ貨物ニ對シテ課セララルルモノハ同距離ヲ經由シテ運送セララルル自國民所屬ノ同様ノ貨物ニ對シテ課セララルルモノヨリ高カラサルコト

之を通告の字句を藉りて一言に要約するときは、「若干ノ歐羅巴列國カ支那ニ於テ主張スル「勢力又ハ利益範圍」内ニ於テ合衆國及他ノ一切ノ商工業ニ對シ各國ノ通商及航海ノ完全ナル均等待遇ヲ確保セムトスル」に存す。其ノ前提として勢力又ハ利益範圍(Sphere of influence or interest)及租借地ノ存在を認め居れり。而して此等の地域に於て條約港を確保し、關稅、鐵道運賃及港稅に關し均等なる待遇を要求したり。此等は主として通商に關するものなるが、例へば鐵道の建設、鑛山の開掘と云ふが如き利權に關しては明瞭に述ぶる所なく、唯既得利益(Vested interest)に干渉せざることを要求せるを以て、既得利權の尊重を要求せるのみにして、將來に於ける此等利權の獲得に關しては、之が障礙を除去せむとする何等の企圖をも試みざりしものと解すべく、此の點は特に注目を要する事項なりとす。

右米國國務卿の提議に對しては各國より夫れ々回答する所ありたり。米國の提議に對して無條件に同意の意思を表示したるは伊太利一國のみにして、日、英、佛及獨の四國は大體、他の諸國の同様の行動を條件として同意する旨回答したり。唯露國の回答のみは此等と其の趣を異にして、顧みて他を云ふの感なきに非ず。即ち同國の回答の主要眼目は左の一節に在り

露西亞國カ支那國ヨリ租借シタル地域ニ關スル限り、帝國政府ハ既ニ「ダルニー」(大連灣)ヲ自由港ト宣言シタルコトニ依リ「門戶開放」政策ニ從ハムトスルノ確呼タル意志ヲ表明致候。且將來ニ於テ該港カ設ヒ夫レ自體ハ自由港タリト雖關稅區別ニ依リ當該地域ノ他ノ地方ヨリ隔離セララルル場合ニハ關稅地帯ニ於テハ關稅ハ一切ノ外國貿易ニ對シ其ノ國籍ノ區別ヲ問ハス徵收セララルヘキモノニ有之候

支那國政府ニ依リ外國貿易ニ對シ現ニ開放セラレ又ハ將來開放セララルヘキ港ニシテ露西亞國租借地域外ニ在ルモノニ關シテハ、關稅問題ノ解決ハ支那國自身ノ爲ス所ニ屬スルモノニシテ、且帝國政府ハ他國人ヲ排除シテ自國臣民ノミニ對シ何等カノ特權ヲ要求スルノ意志ハ毫モ無之候。尤モ帝國政府ノ右ノ保障ハ同様ノ宣言カ支那國ニ利害關係ヲ有スル他國ニ依リ爲サルコトヲ條件トシテ與ヘラルルモノニ有之候

要するに、露國の回答は「ダルニー」が自由港たること及關稅に關し自國人のみの特權を要求せざることを二點を明かにするのみにして、米國提議の第一及第三の兩項は、既に支那に於て勢力範圍と租借地とを有し又東支鐵道建設中なりし同國に取りては重大なる關係あるに拘らず、同國は之に對し一言だに費す所なかりき。一言にして之を評すれば態度曖昧にして、何等の意味に於ても全般的同意を表せるに非ず。然るに米國政府は斯る事態なるに拘らず一九〇〇年五月十日附を以て前記六國政府に對し重ねて左の通り通牒を發したリ。

頭初其ノ承認ニ附セラレタル條件——一切ノ他ノ關係國ニ依リ米國ノ提案カ同様ニ承認セララルコト——ハ成就セラレタルニ因リ、當國政府ハ△△ニ依リ與ヘラレタル承諾ヲ最終ニシテ決定的ノモノト認メ候

此の米國の再度の通牒は斯る事態に於て重ねて念を推したるものにして、多少無理にも各國の同意を獨斷し、其の提議の成立を宣言したるものと認められざるに非ず。前述の如く露國の同意したるは關稅に關する事項のみにして、其の他に

關しては何等意志を表示せず。日、英、佛及獨の四國政府は他國の同様の承認を條件として承認したるものなるが故に、露國の態度斯の如くなる以上、之を承認したるものと認むる事困難なり。凡ての各國が明白に同意したるは關稅に關する一項目に過ぎず、伊太利は無條件に承諾せるを以て何等問題なし。而して米國の再度の通牒に對しては、各國政府より重ねて何等回答する所なかりしを以て、單に一方的宣言たるに止まる。故に、法律的に論ずれば、米國は一方的に最終にして決定的の承諾ありたりと宣言したりと雖も日、英、佛、獨及露の五國に付ては、米國の宣言が拘束力を有せりと認むること困難なりとす。

尙一言したきは、米國の「イニシアテイツ」を採りたる動機なりとす。一部の米國人學者及親米學者は「ヘイ」の宣言が全然正義人道に基く如く論ずるも、實情は然らず。既に一部の學者の述べたるが如く、米國の支那に於ける經濟的利益を擁護増進する爲め有效なる手段を採りたるに過ぎず。又機會均等主義なるものは、米國の創始なるが如く論じ、之を論證する爲め一八四四年七月三日の望廈條約第二條に迄遡るものありと雖も、既述の如く之を頭初非公式に主張したるは英國にして、米國は英國内部に於ける主張を借用して正式に國際問題化したるに過ぎず。其のことは當面の責任者たる國務卿「ヘイ」の自ら記する所にして疑問の餘地存せず。

第二章 機會均等主義の發達

「ヘイ」の宣言は其の内容全部に互りては米國の完全なる同意を得るに至らざりしと雖も、機會均等主義なるものは、爾後に於ける諸國の對支外交政策の一基調と爲れるの感ありて、條約、協約、宣言等に依り之を明かにするもの相次いで起りたり。此の趨勢は遂に極まりて華府會議に於て九國條約の採擇を見るに至れり。此の期間に於て機會均等主義は一面其の實施を見たりと雖も、其の内容明確を缺き、如何なる行爲が此の主義に違反するやに關し異論なき能はざりき。然れども、斯る内容不明瞭の間に機會均等主義は漸次發達を遂げたるものと認むることを得べく、假に此の期間を發達期と名づけ、本節に於て之を概述すべし。

第一節 英 獨 協 商

團匪事件は支那をして極度の混亂状態に陥らしめたるが、同時に列國の對支態度に關しても不安を齎らす所ありたり。此の極度の不安期に際し對支外交の指針を標示したるものは、一九〇〇年十月十六日の英獨取極なりとす。其の内容左の如し。

- 一、清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ貿易其ノ他ノ正當ナル經濟活動ノ爲ニ自由ニ開放シ置クハ列國ニ共通スル永久ノ利益ナリ從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限り清國領土ニ對シ此ノ主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス
- 二、英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土状態ヲ保全スルノ方針ヲ採ルヘシ
- 三、他國カ清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土的利益ヲ得ムトスル場合ニハ兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保證スル爲執ルヘキ手段ニ付豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ留保ス
- 四、兩國政府ハ他ノ關係諸國殊ニ奧洪國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ本取極ヲ通知シ且之ニ記載セル原則ヲ承認セムコトヲ勸誘スヘシ

右の取極は機會均等主義と領土保全とを定めたるものなり。石井菊次郎子の如きは、之を以て日英同盟の前驅を爲すものと解し居れるが、其の議論の當否は姑く措き、支那外交史上に重要性を有するものたることは疑を容れず。右の第一項は機會均等主義を表明せるものなる處、「ヘイ」の宣言は其の適用範圍を租借地及勢力範圍に限定せるに、右は之を「清國ノ河

川及沿岸ノ諸港」と爲せるを以て、一層之を擴張せるものなり。又、「ヘイ」の宣言は其の適用事項を條約港たるの權利、既得利益、關稅、鐵道運賃及港稅の諸項と爲せる處、右は「貿易其ノ他ノ正當ナル經濟活動」(Trade and other legitimate form of economic activity)と爲せるが故に、是亦包括的となり擴大せられたるものと解せらる。第二項の「現下ノ紛擾」なる文字は、當時の團匪事件を指示するものなることを俟たず。而して本項は第三項と共に、所謂支那の領土保全主義を明かにせるものなり。爾來機會均等と領土保全とは殆んど不可分の原則なるかの如く取扱はれ、一部の學者は此の二者を總括して門戶開放政策(Open door policy)と名づけ居れり。然れども後述するが如く、斯る學者の意見は、嚴格なる學問的立場より論ずれば正當のものに非ず、門戶開放と機會均等とは同義語にして、領土保全の意味を必然的に内包するものに非ざるなり。尙ほ獨逸が斯の如く支那の領土保全を約したるに拘らず、其の後露國の滿洲に於ける政治的活動が問題となるや、滿洲は「清國ノ領土内」に包含せられずと言明し、其の責任を回避したるは有名なる事實なりとす。

英獨兩國政府は本取極の第四項に従ひ、奧洪、佛、伊、日、露及米の六國に之を通告して、此等原則を承認せむことを要求したり。本邦政府に對する通告に於ては、嘗に之が承認を求むるのみならず、之に加入せむことを要請したるが、本邦政府は之に應じて「署名國タリシ場合ニ於ケルト同様ノ地位ニ置カル」ることとなれり(一九〇〇年十月二十九日附加藤外務大臣より「ホワイトヘッド」宛書翰)。奧洪、伊、米の三國は全然之を承認する旨の回答を與へたるも、佛國の回答は「ヘイ」の提議に對するものと同様にして、「該原則カ一般ニ認諾セラルル」ことを條件としたり。露國の態度は此の場合に於ても同じく曖昧なるを免れず、主義としては反對するものに非ざるが如きも、第一項に關しては「現存條約ニ基キ清國ニ成立セル現狀ヲ如何ナル形式ニ於テモ、變動セシムルカ如キ規定ヲ包含セサルモノナルニ因リ」なる條件を付し、第三項に關しては「右ノ如キ違背ハ露西亞國ヲシテ、其ノ態度ヲ事情ニ應シ變更スルノ餘儀ナカラシムヘキコトヲ……宣

言ス」と述べ、一種不可解なる宣言を取てしたり。

以上の結果を綜合するに、英獨取極は「ヘイ」の提議より更に一步を進めたるものなり。第一に、露國の態度曖昧なると、佛國の條件附なるとを除き、澳、洪、伊、日及米の四國は無條件に之に同意し、之に當事國たる英獨を加ふるときは、六國の間に本原則に付意見の一致を見たり。「ヘイ」の提議が單に伊太利一國の無條件同意を得たるに比すれば、極めて好成績と云はざるべからず。第二に、既述したるが如く、此等原則の適用を受くる範圍廣汎となれり。然れども、本取極は主として所謂開市場に於ける貿易其の他の經濟活動のみに關するものにして、後に至り多くの問題を惹起したる開市場以外に於ける鐵道、鑛山の如き利權を包含するものに非ず。

第二節 一九〇二年の米國の抗議

米國は團匪事件の最中に於て一九〇〇年七月三日附を以て日、英、佛、伊、露、澳、白、西、蘭の諸國に同文通牒を發し、同國の對支態度を明かにする所ありたるが、其の中に於て「清國ノ一切ノ地方トノ均等且ノ不偏頗ナル貿易ノ原則ヲ世界ノ爲ニ保障ス」と述べ、重ねて機會均等主義を明かにしたり。

然るに、團匪事件の前後より日露戰爭前に至る迄の露國の滿洲に於ける活動は、殊に目醒ましきものありて、各國の注意を喚起したり。之より先露國は三國干涉と日清戰爭賠償金借款とを以て支那に恩を賣り、東支鐵道敷設權、旅大租借權其の他の權利を獲得したるが、團匪事件起るに及び、其の軍隊を滿洲に駐在せしめ、其の行動は益々露骨と爲れり。之が爲本邦を始め諸國は露國に屢次抗議を提出したるも、同國は其の態度を改むることなかりき。殊に一九〇一年二月には「ラムスドルフ」と楊儒との間に滿洲に關する密約締結せられ、軍事、行政に關する各種の權利を得ると共に、清國ハ露國ノ承諾ヲ經スシテ滿洲、蒙古及新疆ニ於ケル鑛山、其ノ他ノ利益ヲ他國又ハ他國人ニ讓與スルコトヲ得ス、且又此等ノ地方ニ鐵道ヲ敷設スルコトヲ得ス」(第八條)と規定する等、滿洲の地位を危からしむるが如き措置を執りたり。支那は露國に脅迫せられて、之が調印の止むなきに至りたるものなるを以て、諸外國の援助を得て之が批准を拒絶せむとし各國に訴ふる所ありたり。日、英、獨の三國政府は之を批准せざる様支那政府に勸告し、右の密約は各國の反對に遭ひ結局批准せられずして終れり。然れども、露國は其の後に至りても其の態度を改むることなく、滿洲に於ける産業開發の獨占權を露清銀行に與へむことを支那政府に要求するに至れり。此に於て米國國務卿「ヘイ」は一九〇二年二月一日を以て、露支兩國政府に抗議を提出したるが、其の要譯左の如し

支那國カ鑛山開掘、鐵道建設其ノ他ノ有ラユル滿洲産業開發ノ方法ニ關スル排他的權利及特權ヲ何レカノ一會社ニ與ヘムトスル協定ハ、合衆國政府ノ決シテ之ヲ輕視スルヲ得サル所ナリ。右ハ獨占權ヲ構成スルモノニシテ、支那國ト諸外國トノ間ニ締結セラレタル諸條約ノ規定ノ明白ナル違反タルト共ニ、米國人民ノ權利ハ之ニ依リ重大ナル影響ヲ受ク。右ハ米國人民ノ正當ナル商業ニ制限ヲ加ヘ、且之ヲ差別待遇ノ下ニ置キ、之ニ干涉シ其ノ他障礙ヲ與フルモノニシテ、支那國ノ該地方ニ於ケル主權ヲ恒久ニ毀損スルノ強キ傾向ヲ有シ、支那國ノ國際義務ヲ履行スルノ能力ニ著シク干涉スルモノナリ。而已ナラス、支那國ノ該地方ニ於ケル斯カル讓與ハ、他ノ諸國ヲシテ、同國ノ他ノ地方ニ於テ類似ニシテ均等ナル排他的利益ヲ相次イテ要求セシムルニ至ルヘキコトハ疑ヲ容レス、其ノ不可避的結果ハ、該帝國內ニ於ケル貿易、航海及商業ニ關スル一切ノ國民ノ絶對的均等待遇ノ政策ヲ完全ニ破壊スルニ相違ナシ。

他方ニ於テ、一國カ其ノ國籍ヲ有スル一商業會社ノ爲ニ斯カル排他的特權ヲ獲得スルコトハ、合衆國政府ノ主張シ且支那國ト通商關係ヲ有スル一切ノ條約國ノ承認シタルカ如キ、支那ニ於ケル門戶開放政策ニ從フノ露國政府ノ意思ニ付、該國外務省ノ當國政府宛屢次與ヘタル確言ト相容レサルモノナリ。

以上ノ諸理由ニ依リ、合衆國政府ハ從來ノ通り、支那國ト諸國民トノ間ニ於ケル充分ニシテ公正ナル交通ノ利益ヲ、一切ニ對シ均等ナル權利及利益ノ基礎ノ上ニ全世界ニ確保セムトスルノ眞摯ナル期望ニ茲ニ促サレテ、支那及露西亞兩帝國政府ノ熱心ナル考慮ニ前記ヲ付スルモノナリ。兩帝國政府ハ其ノ重要性ヲ認識シテ、合衆國ノ正當ニシテ自然ナル不安ヲ除去スルノ措置ヲ執ラルヘキモノト確信ス。

右の抗議は、米國提議の機會均等主義の内容に一段の進歩を與ふるものとして、諸學者の注目する所のものたり。之を英獨取極と比較するも其の内容に格段なる進展あり。第一に、本原則の適用範圍が支那の全版圖に及ぶものなりや否やに

關しては、從來明瞭を缺けるものありしに、之に依り其の全版圖に及ぶものなること明かとなれり。殊に此の點に於て注目すべきは、右の抗議は露國の滿洲に於ける行動に對して提起せられたるものにして、機會均等主義を滿洲に適用すること明かとなりたる事實なりとす。第二に、機會均等主義の適用を受くる事項の範圍著しく擴大せられたり。英獨取極に於ても「貿易其ノ他ノ正當ナル經濟活動」(Trade and other legitimate form of economic activity)と云へるを以て、單に貿易關係の事項のみには非ざるも、主として貿易及之に類似の經濟活動を指すものと思考せらる。然るに右の抗議に於ては、「鑛山開掘、鐵道建設其ノ他ノ有ラユル滿洲産業開發ノ方法ニ關スル排他的權利及特權」(The exclusive right and privilege of opening mines, establishing railroads, or in any other way industrially developing Manchuria)と述べ、一切の産業に關する排他的權利及特權を排除することを明かにしたり。即ち、支那に於ける外國の投資事業に關しても亦之を適用する事を明かにしたり。右は從來支那に於て行はれたる、一定地域に於ける一國の鐵道又は鑛山に關する特權を排除するものにして、重大なる意義を有す。先進各國に於ける資本主義の發展は、單に支那を其の製品の消費市場とするに満足せずして、本國の餘剰資本を支那に投下し、以て支那を各國資本主義下の半殖民地化せむと企圖するに至れり。此の支那に於ける資本投下に付所謂「フェア・プレー」を確保せむとするものなり。

以上述ぶるが如く、右の抗議の内容は機會均等主義發達史上一定時期を劃するものなるも、右は露支兩國のみに提起せるものにして、此の兩國が之に應諾せりや否やも明かならず(露國は恐らく應諾せざりしなるべし)、其の他の諸國の關する所に非ず。故に法律的に論ずれば、右の抗議は米國の一方的宣言たるに止まり、各國を拘束するものに非ず。唯々米國としては右の抗議を公表し、爾後鐵道、鑛山等に關しても之を適用せむとするに至りたるが故に、其の意味に於て——道義的又は實際的意味に於て、右は一種の拘束力を有したるものと解することを得べし。

第三節 第一回日英同盟協約及日露講和條約

一九〇二年一月三十日の第一回日英同盟協約前文には「清帝國及韓帝國……ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有ス」と規定し、機會均等主義を宣明したるも、單に商工業の機會均等と云ふに止まり、其の内容明瞭ならず。其の後日露戦争前後に於て、帝國は屢次機會均等主義に關し宣言又は通告する所ありたるも、是亦其の内容を明かにせるものに非ざるを以て此に之を述べざるべし。

明治三十八年の日露講和條約第三條には「露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス」とあり。此の規定は一方的聲明の形式を採れども、機會均等主義の内容發達に著しき貢獻を爲せるものなり。而して、之を一層敷衍し明確ならしむるものは、日露講和會議録第三號なるが故に、其の關係部分を左に摘録すべし。

兩國全權委員ハ……今後露國ハ機會均等主義ト相容レサル特權等ヲ滿洲ニ於テ有スルコトヲ主張シ若ハ此ノ如キ主張ヲ援助セサルヘシトノ約束ニ關スル原案ノ一部ニ付其ノ意見ヲ交換セリ。
此點ニ關シ「ウキツテ」氏ハ左ノ趣旨ヲ陳述シタリ。

一、法律ニ準據シ一定ノ區域内ニ於テ獲得シタル一切ノ權利ニシテ第三者ニ於テモ同様ノ利益ヲ受クルコトヲ制限セサルモノハ之ヲ特權又ハ專有權ト云フヲ得ス却ツテ正當爭フヘカラサル權利ト認ムヘキコトハ茲ニ之ヲ明言セムト欲ス露西亞國ハ自國國民ニ對シテモ將又諸外國人ニ對シテモ未タ曾ツテ斯ル權利ヲ滿洲ニ於テ獲得スルヲ制限シタルコトナク又右ノ如クニシテ既ニ存在スル權利ハ之ヲ保續スルコトヲ主張スルモノナリ然レトモ專有權又ハ物權ノ意義ニ該

當シ又清國ノ主權ヲ侵害スヘキ專屬權ヲ露國カ主張シ又ハ認可シタルコトハ未タ曾ツテ之ナキ所ナリ

右ノ陳述ニ對シ、小村男爵ハ滿洲將軍ト露西亞官憲トノ間ニ成レル或約束例ヘハ吉林省ニ於ケル鑛山經營ノ如キハ前述主義ト相容レサル專有權、若ハ專屬的特權ノ性質ヲ有スルモノナル旨ヲ說示シ且露國政府ハ或土地(例ヘハ哈爾濱)ニ於テ鐵道經營ノ爲ニ必要ナルモノヨリハ遙ニ廣大ナル地域ニ於テ、行政權ヲ行ヒ爲ニ其ノ地ニ於ケル日本國臣民ハ露國政府ノ欲スル儘ニ取扱ハレ、日清間ノ條約ニ依リテ受ケタル權利ヲ享有スルコト能ハサリシ事實ヲ摘示シタリ。

「ウキツテ」氏ハ之ニ答ヘテ、氏ハ專有權若ハ專屬的特權ノ性質ヲ帶フル約束、又ハ鑛山經營ノ特權アルヲ知ラス、若シ果シテ斯クノ如キ約束又ハ特許ノ存スルアリトセハ、之レ單ニ露國官吏カ、勅許ヲ經スシテ爲シタル處置ニ過キササルヲ以テ、廢止セラルヘキモノニシテ、又必ラス廢止スヘシト云ヒ、又哈爾濱ニ於ケル事態ニ關シテハ、露國カ同地ニ於テ行使セル權力ハ、正當ニ獲得シタル財産ニ對スル所有者ノ權力竝ニ警察權ニ過キスシテ、是亦特許條約ニ於テ規定セラレタルモノナリト述ヘ、而シテ公權、例ヘハ外國人ニ對スル司法權ノ如キハ之カ爲ニ毫モ侵害セラレタルコトナシ、又東清鐵道ノ特許ハ、條約ノ規定ニ據リ清國自ラ之ヲ與ヘタルモノニシテ、該特許ノ何レノ條項ト雖モ、他ノ個人又ハ會社カ滿洲ニ於テ同一ノ權利ヲ獲得スルノ權ヲ侵害スルモノニ非サル旨ヲ附言セリ(中略)。

東清鐵道ノ特許ニ關シテハ……左ノ一項ヲ會議録ニ書留メ置クコトニ一致セリ。

日露兩國全權委員ハ、將來ニ於ケル一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲、茲ニ滿洲ニ於ケル東清鐵道ノ敷設及經營ノ特許ハ、門戶開放及均等待遇主義ト相容レサルモノニ非ス。又右特許ニ依リテ獲得シタル土地ノ區域内ニ於テ、日本國皇帝陛下ノ臣民、竝ニ其ノ他ノ諸外國民ハ、露西亞國皇帝陛下ノ臣民ト同一ノ權利及特權ヲ享有スヘキ旨ヲ聲明ス尙南滿洲鐵道線ニ關スル討議ノ會議録ニ於テモ、前記宣言ト同一文ヲ記入スヘキコトニ合意セリ。

右掲ぐる所は、鐵道附屬地の性質を論定するに付重要な資料なるも、右は本編の論題外に互るを以て此に論ぜざるべし。機會均等主義の上より見るも、極めて重要な事項を記載せり。之に關し注意を要する諸點を左に列記すべし。

一、從來露國は、單に空漠たる意義に於ては機會均等主義に同意する旨表明せるも、提議せられたる嚴密なる意義に於ける該主義に同意するや否やに關しては、常に其の態度明瞭を缺きたり。然るに、日露講和條約第三條及同會議錄に於て、之に同意する旨を明瞭にしたり。即ち露國は明白に該主義に依り拘束せらるることなれり。本邦も亦該條約及會議錄の拘束を受くべきものなりや否や。鐵道附屬地に關しては同様拘束せらるべきことは「南滿洲鐵道線ニ關スル討議ノ會議錄ニ於テモ前記宣言ト同一文ヲ記入ス」ることとなりたるを以て、疑を挾むの餘地なし。其の他の點に於ては、露國の一方的聲明たるの形式を有し、單なる形式論としては、本邦を拘束せざるもの如し。然れども、之を以て單に一方的拘束力あるのみとするは、餘りに形式に捉はれたる議論に非ざるなきか。日露戰爭前後に互り帝國は、機會均等主義に付聲明したること一再ならず。且又事柄の性質上、帝國も亦露國と同様に拘束せらるると解するに非ざれば、條理に合致せざるべし。法律上は兎も角、少くとも道義上に於ては帝國も亦露國と同様に拘束せらるると信ず。

二、機會均等主義適用の範圍に關し、單に通商關係の事項のみならず、支那に於ける外國人の工業にも適用せらるることとなりたることも亦注目し値す。此の點に關しては、既に一九〇二年の米國抗議に於て取扱はれたる所なりと雖も、該抗議は一方的宣言たるに止まるが如し。然るに講和條約にては、此の點明瞭ならざるも會議錄に於ては鑛山經營を例示し之を明白にしたり。小村全權の指摘したる吉林省に於ける露國の鑛業權なるものは、當時當該協定が公表せられざりし爲め正確を缺けり。一九〇二年中、東支會社と吉林省及黑龍江省との間に夫々採炭に關する協定成り、(イ)東支鐵道會社ハ、東支鐵道線ノ兩側三十支里ヲ超エサル範圍内ニ於テ、石炭ヲ試掘及採掘スルノ獨占權ヲ有スヘシ。

(ロ)外國人(東支鐵道以外ノ會社、又ハ支那人株主及外國人株主ノ共同會社)カ、東支鐵道ノ兩側前記三十支里制限ノ外ニ於テ、石炭ヲ試掘又ハ採掘セムト希望スル場合ニ於テハ、都統ハ之ニ試掘又ハ採掘ヲ許可スルニ先チ東支鐵道會社ト商議ヲスヘキコトヲ約ス。(ハ)東支鐵道會社カ、東支鐵道線ノ兩側前記三十支里ノ制限外ニ於テ、石炭ヲ試掘又ハ採掘セムト希望スルトキハ、同社ハ他ノ一切ノ出願者ニ對スル優先權ヲ與ヘラルヘシ」と規定せり。此の規定は石炭採掘に關して、沿線三十支里以内にては獨占權を、其の以外に於ては優先權を設定するものにして、機會均等主義に反すること明白なり。露國は其の後一九〇七年に至り、右「ウキツテ」の言明に従ひ右の規定を改正して、「鐵道線路兩側三十支里地帯ニ於ケル石炭採掘ノ權利ハ鐵道會社之ヲ有ス。但シ支那人モ亦鐵道線路兩側三十支里地帯ニ於ケル石炭採掘ノ權利ヲ有ス。但シ鐵道會社ノ選擇ニ依ル採掘ノ炭礦ニ障害ヲ及ホササルコトヲ要ス。又會社ハ之ニ對シテ抗議ヲ提出スルコトヲ得ス。他ノ外國人又ハ支那人及外國人カ共同出資ニテ、三十支里地帯ニ於ケル石炭ノ採掘ニ從事セムトスルトキハ、支那國官憲ノ許可及會社ノ同意ヲ得タル後採掘ヲ開始スヘシ」と定め、三十支里外の權利を全然放棄し、三十支里内に於ても獨占權を放棄したり。

會議錄は鑛山と鐵道附屬地とのみに言及し、鐵道に觸るる所なし。然るに當時露國は鐵道に關しても獨占權を有したり。即ち一八九九年の交換公文に依り「支那國ハ鐵道カ將來北京ヨリ北方、若ハ北東方ニ露西亞國境ニ向ヒ建設セラルル場合ニハ、該鐵道ヲ支那國資本ヲ以テ、支那國管理ノ下ニ敷設スルノ權利ヲ留保スルモ、該鐵道ノ敷設カ何レカ他國ニ依リ企劃セラルル場合ニハ、右提議ハ先ツ露西亞國政府若ハ露西亞國財團ニ之ヲ爲シテ、該鐵道ヲ敷設セシメ如何ナル場合ニ於テモ、一切ノ他國政府若ハ一切ノ他國籍ヲ有スル財團ニ對シ該鐵道ノ敷設ヲ許可セサル」ことを定めたり。此の交換公文は當時秘密に付せられたるも、其の爲にや、鐵道に關して該主義を適用するや否や明白なら

す。去り乍ら、既に鐵道附屬地に對してすら之を適用すること明かとなりたる以上、鐵道建設權も亦同様なりと解釋するを正當とするもの如し。

三、機會均等主義を確保するに適當なる方法を明示したることも亦注目に値す。其の方法としては、他國の經濟的自由競争を排除すべき特權を取得せざることを必要とす。一八九九年の「ヘイ」の宣言も一部分之に言及する所ありたるも、未だ以て全般的と云ふべからず。一九〇二年の米國抗議は「排他的權利及特權」(The exclusive right and privilege)を定むる協定を排斥し居れるを以て、更に一段の進歩を示せるものなり。此點に關して講和條約は「領土的利權又ハ優先的若ハ專屬的讓與」(D'avantage territoriaux ou concessions preferentielles ou exclusives)を排除し居るを以て、之を一層的確にせるものと解せらる。然れども、國家が斯かる特權を自ら收得せずと云ふのみにては未だ充分ならず。之を自國人又は第三國が取得することを援助せざる様定めざるべからず。會議録が自ら主張せざるのみならず、之を援助し又は認可することなき旨を明かにせることは、重要な意義を有するなり。更に、機會均等主義を確保する方法としては、支那が之を實行するに付外國が妨礙を加へざることを必要とす。此點に關しては、講和條約は「日本國及露西亞國ハ、清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムムカ爲、列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス」と規定せり。斯の如く各方面より該主義を確保せむとしたることは、九國條約以外には類例を見ざる所なりとす。四、鐵道附屬地に對しても之を適用することとなりたることは注目すべし。即ち鐵道附屬地に於て、第三國人は鐵道國人民と同様の權利を享有することを得べし。而して、此の權利は公法的權利たると私法的權利たるとを問はざるべし。以上概述したる所に依り明かなるが如く、日露講和條約及其の會議録は、機會均等主義の發達に於ける有力なる一段階を成すものなり。

第四節 日露戰爭後に於ける機會均等主義の開展

日露戰爭後に於て注目すべきは、機會ある毎に國際條約、又は宣言を以て機會均等主義を宣明したること、米國が恰かも該主義實施の監視者たるが如き地位に立ちたることなりとす。而して從來露國に對し抗議し來りたる本邦は、機會均等主義の故を以て米國より抗議せらるるに至り、爾來滿洲問題を中心としては多くの場合、日米間に意見一致すること困難となれり。

日本軍が大連を占領したる後、明治三十八年五月八日西遼東軍司令官の名を以て、貨物輸出入税規則を設けたるが、此の規則に依れば、一般貨物よりは支那關稅率に依り徵稅するも、日本產貨物は無税としたり(第一條)。此の取扱は日露講和成立後に於ても實施せられたるが、營口に於ても、之と類似の不公平なる取扱ありとの非難外國人間に起るに至れり。米國政府は斯かる事態に鑑み、機會均等主義に反するものとして抗議を提出し來れり。營口税關に關する風説は、取調の結果事實無根なること明かとなりたるが、大連に關する問題は、帝國の軍事行動未だ終熄せざる間の一時的措置として止むを得ざるに出でたるものにして、明治三十九年六月三十日を以て該規則を廢止したり。兎に角、帝國が機會均等主義違反として最初に抗議せられたるは、關稅問題なりとす。以て、機會均等主義と關稅との間に如何に密接なる關係ありやを推知すべきなり。

日露講和條約の成立に先ち、明治三十八年八月十二日第二回日英同盟協約成りたるが、其の前文に於て、第一回協約と殆むど同様の趣旨を以て「清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト」と規定したり。明治四十四年七月三十日の第三回日英同盟協約にも完全に同様なる規定を設けたり。斯

の如く日英間に於ては條約を以て之を定めたりと雖も、單に「清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ」(Insuring the principle of equal opportunities for the commerce and industry of all nations in China)と云ふのみにして、機會均等主義の内容其のものに關しては何等述ぶる所なし。

一九〇七年(明治四十年)六月十日には日佛協約成立したるが、是亦「清國ニ於テ各國ノ商業、臣民又ハ人民ニ對スル均等待遇ノ主義」(Le principe de l'égalité de traitement dans le pays pour le commerce et les ressortissants de toutes les nations)を尊重することを述べたり。同年七月三十日の第一回日露協約は、兩國の支那に於ける條約上の權利を相互に尊重するも、右は「機會均等主義ニ反セサル權利ニ限ル」と定め(第一條)、以て該主義に反する條約上の權利の效力を否認することを明かにすると同時に、「兩締約國ハ……清帝國ニ於ケル列國商工業ノ機會均等主義ヲ承認シ且……自國ノ執り得ヘキ一切ノ平和的手段ニ依リ……前記主義ノ確立ヲ擁護支持スルコトヲ約ス」(第二條)と定め、進んで積極的に之を確保するの措置を執るべきことを定めたり。

日米間に於ては一九〇八年、高平「ルート」協定成立したるが是亦「兩國政府ノ政策ハ、何等侵害的傾向ニ制セラルルコトナク……清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス」(第二項)と云ひ、又「前述ノ……機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ、兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲五ニ意見ヲ交換スヘシ」(第五項)と述べ、該主義擁護に關し其の意の存する所を明かにしたり。更に一九一七年の石井「ランシング」協定に於ても、一方帝國の支那に於ける「特殊ノ利益」を承認すると共に、他方「日本國及合衆國政府ハ……常ニ支那ニ於テ、所謂門戶開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ聲明」したり。

斯くの如く、日露戰爭後より華府會議に至る間に於て、帝國を中心として、英、佛、露及米を相手國として、夫れ夫れ

機會均等主義を協定し、此の間に於て此の主義は支那に於ける外國の經濟活動に關する確乎たる原則たるの地位を確立したり。

此の期間に於て機會均等主義は、單に條約、協定等に依りて宣明せられたるのみならず、實際上の問題となりたり。此の點に於て最も活動したるは米國なりとす。米國は既述の如く、日露戰爭後撤兵以前に既に本邦に抗議を提出したるが、此の態度は其の後に於ても毫も改むる所なかりき。米國は此の間に於て屢次抗議を提起したるが、茲には著しき二、三の事例を掲ぐるに止むべし。

一九一〇年米國國務卿は滿洲鐵道中立の提議を爲したるが、其の理由は門戶開放主義の確保に在りしたり。之と同時に、其の前年英米資本家と東三省總督との間に成立したる錦瓊鐵道の出資、建設及經營を定むる豫備協定に従ひ右鐵道に對する借款權を得たるを以て、該借款に日露兩國の参加せむことを要求したり。帝國政府は之に對し淡白に「本邦政府ハ深甚ナル敬意ヲ表シ度、又原則トシテ帝國政府ハ該問題ニ關係アル他ノ諸國ト共ニ該事業ニ参加スルニ各ナラサル旨」回答したり。然るに露國は錦瓊鐵道が東支鐵道の利益を害する虞あるのみならず、露國にとり軍略上及政治上の兩方面より支障ありとし、之に反對の意思を表示すると共に、前記一八九九年の露支協定を發表して、露國が北京より北方若は東北方の鐵道敷設に關し獨占的權利を有することを明かにしたり。之に對し米國國務省は重ねて抗議を提出し、一八九九年の協定の如きは機會均等主義と背馳するが故に、其の有効性を認むることを得ざる旨を述べたり。該鐵道は結局に於て建設せらるるに至らざりしと雖も、米國が其の主張の存する所を明かにしたることは注意するの要あり。

大正四年帝國は所謂二十一箇條の要求を支那政府に提出し、帝國の要求全部が支那政府の應諾する所となりたるに非ざるも、其の結果各種の條約及交換公文成り、帝國は支那殊に滿蒙に於て各種の權利を取得したり。此の交渉は當時各國の

注目する所となりしも、之に關して積極的に異議を挾むものなかりき。唯々米國政府は約定成立に先ち同年五月十三日附を以て、日支兩國政府宛左の同文通牒を發したり。

日本及支那兩國政府ノ間ニ發生シ、且ツ現ニ懸案中ノ事態及其ノ結果トシテ爲レル約定ニ鑑ミ、合衆國政府ハ日支兩國政府間ニ於テ既ニ締結セラレ又ハ今後締結セラルヘキ協定ト雖、苟モ支那ニ於ケル合衆國及其ノ人民ノ條約上ノ權利、支那共和國ノ政治的若ハ領土的保全、又ハ所謂門戶開放主義トシテ知ラルル支那ニ關スル國際政策ニ危害ヲ加フルモノハ承認スル能ハサルコトヲ日本國政府ニ通告スルノ光榮ヲ有ス。

此の通牒は一種の警告とも云ふべく、此に於ても米國は機會均等主義を明かにしたり。米國一般の輿論は、大正四年の約定中に該主義に反する條項を含むと爲し、之に強き非難を加へたるも、米國政府としては右の警告的通牒を發したるのみにして、約定成立發表後に於ても、其の何れの條項が同國の「承認スル能ハサル」ものなりやを指摘したることなし。大正四年の各條項を検討するに、帝國の獨占權を定むるものなく、滿洲に於ける九鑛山の鑛業權を取得することとなりたるも、右は個々の特定の鑛業權にして機會均等主義に違反するものに非ず。南滿洲及東部内蒙古に關する條約附屬公文丁號に定むる滿蒙に於ける外國借款鐵道に關する優先權のみが、疑問を挾むの餘地存す。該公文丁號には南滿に於ける外國人顧問僱聘に關する帝國の優先權を定め、是亦前記と同様なるが如き觀なきに非ざるも、問題は政治的にして經濟的に非ざるが故に、機會均等主義に關するものに非ず。借款鐵道に關する優先權は機會均等主義に反するものなりや。「クライド」博士の如きは「一九一五年の日支諸條約中には、米國政府の幾分にも反對したるものは絶對的に存在せざりしなり」と述べ、其の然らざることを明かにし居れり。日米間に於ける從來の約定に於ては、之を機會均等主義違反なりとする何等の明文存することなし。唯日露講和條約第三條に所謂「優先的讓與」には該當するに非ざるか。果して然りとすれば、右第

三條は法律的には露國の一方的聲明たる形式を有するを以て、帝國は對露關係に於ても法律上の違反に非ず。但し道義的責任は負擔せるものと解せらる。對米關係に於ては、理論上道義的問題すら起り得ざるが如きも、實際上に於ては輕微なる非難に値すべし。米國政府は此の條項を指摘して非難するが如き措置は執らざりしも、以上の理由に鑑みる所ありてか、帝國は華府會議に於て右の優先權を放棄する旨を宣言したり。

以上の外米國は一九〇九年湖廣鐵道借款に關し抗議したるが如き、機會均等主義に關し實際的措置を執りたること一再に非ず。要之、日露戰爭後に於ては、一方に於て條約、宣言等に依り明文上之を明かにすると共に、他方之が適用に關しても相當の措置執られ、機會均等主義は原則として確立せられたり。然れども、上述したる所に依りても幾分かなるが如く、何が此の主義に違反するやを論定するに付ては、從來の取極は曖昧なるを免れざりしなり。之を明確ならしめたるは華府會議採擇の九國條約なりとす。

第三章 華府會議に於ける機會均等主義

第一節 序 說

華府會議は世界大戰後新らしき支那外交の「スタート」を爲すものと一般に云はれ居れるが、其の議論の當否は別問題として、支那に關し數多の國際條約及決議を採擇したり。其の中機會均等主義に關係あるは、支那に關する九國條約及極東問題諮議院に關する決議なりとす。

九國條約第一條は「ルート」の提出に係る所謂四原則を定めたるものなるか、機會均等主義に關しては其の第三項に於て左の通規定したり。

支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト

此の規定は單純なる原則を表明するに止まり、斯く如くむば、華府會議は未だ以て本主義の發達に貢獻したりと云ふことを得ず。此に鑑みる所ありてか、該條約第三條は之を敷衍して左の通規定したり。

一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス

(イ) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發達ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那國政府若ハ地方官憲

ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルカ如キ獨占權又ハ優先權
本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス

支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約ス
更に該主義の實施を確保する爲、九國條約は其の第四條に於て左の通り規定したり。

締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス
機會均等主義の實施を確保するに付、完全と云ふを得ずとするも、極めて用意周到なる規定と謂はざるべからず。斯くの如く周密なる規定なりと雖も、近代に於ける經濟活動の態様は多種多様にして、之を全部網羅することは困難なるべし。

實際の場合に於て或る經濟的行爲が該主義に違反するや否やを決定するに、相當疑問を生ずる處あるべし。此の場合には一國に於けるが如く裁判所ありて特定の行動が適法なりや否やを判決するときは、最も公正なると共に紛争なからしむるを得べしと雖も、現在の國際的狀勢に於ては斯る機關を設くること不可能なるが故に、之に近きものとして極東問題諮議院(Board of Reference for Far Eastern Question)を設くることとし、之に關する一決議を採擇したり。其の主要部分は左の如し。

極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ支那ノ權利利益ヲ擁護シ且機會均等主義等ノ基礎ノ上ニ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ

増進セムトスル其ノ一般政策ニ關スル一九二二年二月六日華盛頓ニ於テ署名セラルヘキ條約第三條及第五條ノ規定ノ實施ニ關聯シ生スルコトアルヘキ問題ヲ處理スルノ手續ヲ定メムコトヲ希望シ

前記諸條項ノ實施ニ關シ生スル問題ヲ調査報告ノ爲付議スルコトヲ得ヘキ諮議院ヲ支那ニ設置スヘキコトヲ決議ス
極東諮議院の權限は付議せられたる問題に關し調査報告するに在りて何等決定權を有せず。此の程度のものにても設置せらるるに於ては、本件に關する國際紛争の解決に貢獻する所あるべきも、單に決議成立せるのみにて實際に設置せられざりしは遺憾なり。

以上述ぶるが如く、華府會議は本主義の發達に大なる貢獻をなしたるが、其の中心は九國條約第三條に在り。従つて以下本條を中心とする同會議に於ける討議經過の概要を述べ、該條の内容を闡明するに資せむとす。

第二節 討議の經過大要

九國條約第一條第三項は、頭初「ルート」の提出したる原案に於ては左の通なりき。

支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ力ノ及フ限り世界ノ爲保障スルコト

然るに極東委員會議に於て、伊國全權「シアンツェル」氏より「力ノ及フ限り」(So far as within our power)なる字句は、列國の完全なる機會均等主義に關する意思表示を弱むる虞あるが故に之を削除すべしとするの提案あり。之に對して提案者「ルート」氏は、右は、各國の權限に限定し、何れの國と雖其の權限を踰越することを企圖しつつあるものに非ざることを明確にするものなりと辯明したるも、結局英國全權「バルフォア」氏の提議に依り、兩全權の意思を尊重する意味に於て、「力ノ及フ限り」なる字句を削除し、其の以下を「有効ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト」(to use their influence for the purpose of effectually establishing and maintaining)と改むることとなり、現在の如き條文成立せり。此の外には本項に關しては何等意見の表明なく、結局會議に於ては、各國が機會均等主義の維持に付、其の權限の範圍内に於て全力を竭すべきこと明かとなれるのみなり。

然るに九國條約第三條に關する討議は、前述の如く簡單なるものに非ず。各國全權より各種の意見表明せられ現在の條項成立せり。

一九二二年一月十六日第十八回極東委員會議に於て議長「ヒューズ」氏は、「出來得るならば、既に採用せられたる一般の陳述よりも、一層詳細なる陳述を採用するの目的を以て、機會均等主義を本委員會の討議に付する爲、予は敢て一決議を提出して之が審議を要求するものなり」と前提して、左の原案を提出したり。

門戶開放に關する決議案

一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ門戶開放、又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ本會議ニ於テ代表セラルル諸國ハ、支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上若ハ經濟上ノ發展ニ關シ、自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極、或ハ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムコト、又ハ支那國政府ト共同經營スルコトヨリ他國ノ國民ヲ除外スルカ如キ獨占權若ハ優先權ヲ創設スルコトヲ求ムルコトアルヘキ取極ヲ要求セサルヘク、又自國民ノ之ヲ定ムルコトヲ支持セサルコトヲ約定ス。本約定ハ特定ノ商業上又ハ工業上ノ企業ノ經營ニ必要ナルヘキ財産、又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス。

右の提案に對し最初に發言したるは、英國全權「サー・オークラインド・ゲデス」氏なりとす。氏の發言は極めて重要な諸點に觸るるものなる處、其の要點を摘記すれば左の如し。

- 一、原案に依れば華府會議に参加せる一切の國は此の決議に拘束せられ、支那國政府も亦拘束を受くることとなり、該政府は其の人民に此の種の特權を賦與するを得ざることとなる。斯の如きは機會均等主義の關する所に非ざるべし。
- 二、末段の除外規定は、實際の場合に於て、何が之に該當するやを決定するに困難を生ずべく、之が爲に一機關を設くる必要あるべし。夫れには「諮問所」(court of reference)と云ふが如き簡單なる機關を設け、之に提起することとせば可なるべし。

- 三、末段の除外規定は、實際上一切を網羅すること困難なるべきも、更に除外せらるべきものに特許權、商標權、著作權、鑛山採掘權等の如きものあり。

此の陳述は何れも理由あるものなるが故に、「ヒューズ」氏も大體贊意を表し、第一點に關しては字句上の問題なりとし、

「本會議ニ於テ代表セラルル諸國」とあるを「本會議ニ於テ代表セラルル支那國以外ノ諸國」と修正し、誤解を防ぐこととしたり。第二點及第三點に關しても大體贊成の點を表し、適當なる字句を以て修正するの用意ある旨答へたり。「ヒューズ」氏に次いで英國全權「バルフォア」氏發言したるが、是亦重要な點に觸るるものあり、其の要點左の如し。

一、英國全權は既に支那に於て「勢力範圍」(sphere of influence)を主張せざるべきことを宣言したり。「支那の何れかの特定地域に於ける商業上若は經濟上の發展に關する一般的優越權利」なる字句は、勢力範圍を表現するに最も適當なるものにして、右の制度を能く否認することを得べし。

二、此の關係に於て問題となるは、不可避的に獨占的色彩を帯ぶる種類の企業なりとす。例へば鐵道の如き然りとす。鐵道は一定の獨占的性質を有し、例へば一鐵道より五哩を離れたる他の併行鐵道を敷設することを許すべきに非ず。更に電信又は電話事業の如きものも同様にして、同一地域内に於て同一需要に應ずる他の競争事業を起すことを得ざるべし。此の種の工業的企業は他にも存すべき處、之を網羅するには如何なる字句を以てすべきやの問題存す。

「バルフォア」氏の意見に對しても「ヒューズ」氏は同意を表したるか、更に研究することとして當日の會議は閉會せられたり。其の翌日一月十七日を以て第十九回委員會開催せられたるが、劈頭「ヒューズ」氏は「前日爲されたる提議に鑑み、且支那の事情と、門戶開放主義實施の歴史とに特に通曉する全權中の専門家と協議したる上」と前提して、左の修正案を提出したり。

支那に於ける門戶開放

一、一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ、支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ、本會議ニ於テ代表セラルル支那國以外ノ諸國ハ左ノ通約定ス。

(イ) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ、商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極ヲ要求セス、又自國民ノ之ヲ要求スルコトヲ支持セサルコト。

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利、又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス、支那國政府若ハ省政府ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權、或ハ其ノ範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權、又ハ優先權ヲ要求セス又自國民ノ之ヲ要求スルコトヲ支持セサルコト。

本約定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融上ノ企業ノ經營、又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産、又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス。

二、支那國政府ハ前項ノ約定ヲ諒解シ、且右約定ノ當事國タルト否トヲ問ハス、一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付、右ノ主義ニ遵由スルノ意思ヲ宣言ス

三、本會議ニ於テ代表セラルル支那國ヲ含ム諸國ハ、前記ノ約定及宣言ヲ調査報告ノ爲付議スルコトヲ得ヘキ諮議院ヲ支那國ニ設置スルコトヲ原則トシテ約定ス。該院ノ構成ニ關スル細目案ハ支那國ノ關稅ニ關スル條約第一條ニ定ムル特別會議之ヲ起草スヘシ

四、本會議ニ於テ代表セラルル支那國ヲ含ム諸國ハ他ノ讓與ニ關スル規定若ハ前記ノ約定若ハ宣言ト背馳スト認メラルル現存讓與ニ關スル規定ヲ、衡平ナル條件ヲ以テ満足ナル調節ニ到達スル爲努力スルカ爲、諮問院ノ設立セラレタル場合該院ニ提出スルコトヲ得ヘキコトヲ約定ス。

一見して原案に比し極めて詳細となりたることを知るべし。今茲の原案と此の修正案とを比較するに、第一項に於て「本

會議ニ於テ代表セラルル支那國以外ノ諸國」とあるは、前回に於ける討議の結果決定せる所なり。其の(イ)號は原案と全然同様なり。(ロ)號は原案より遙かに詳細となり、原案に單に「支那國政府ト」ありたるを「支那國政府又ハ省政府ト」(With the Chinese Government or with any Provincial Government)と爲し、更に末段に「或ハ其ノ範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權」なる字句を加へ、機會均等主義に反する一切の事項を網羅せむとしたり。末段の除外規定に於ては、「商業上又ハ工業上」とありしを「商業上、工業上若ハ金融上(Financial)」とし、金融を加へたることは、外國の投資地たる支那の實情と現代に於ける金融資本の勢力とに鑑み輕視するを得ざる所なり。又、前回の討議の結果に顧み「發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ」なる字句を挿入し、特許權、著作權等を包含することを明かにしたり。第二項に於て支那も亦機會均等主義を遵守すべき旨の一項を加へたることは、該主義の適用を確保するが爲必要なることを言を俟たず。第三項及第四項は、諮議院に關するものにして、前回に於ける英國全權の提議を採用せるものなり。而して右諸條項中最も重要な第一項たること言ふを俟たざるべし。此の修正案提出後に於ても、數回に互り各國全權間に討議行はれたるが、其の論議の中心は主として諮議院の問題に置かれ、即ち第三項及第四項に修正加へられたり。第一項に關しても一、二字句の修正ありたるも、餘り重要なものに非ず而して結局、其の修正せられたる第一項及第二項は九國條約第三條となり、諮議院に關する第三項及第四項は別個の決議として現在の通成立するに至れり。

第三節 注意を要する諸點

機會均等主義は一八九九年「ヘイ」に依り宣言せられて以來二十餘年を経て九國條約第三條成立し、現在の所にては最も完全なる形態を具備するに至れり。之に關して注意を要する二、三の點を左に掲ぐべし。

一、前來叙述したる所に依り明かなるが如く、從來の宣言又は約定に於て示されたる機會均等主義なるものは、單に之を遵守する旨述ぶるに止まるか、若は其の内容を規定する場合に於ても或は字句曖昧なるか、或は其の範圍狭少にして之が實際適用に際しては幾多の疑問を生ぜしめたり。然るに九國條約は之に關して詳細なる規定を設けて、此等の疑義をして成るべく發生せしめざる様努めたり。去り乍ら、現在の規定と雖も未だ以て完全なりと云ふことを得ず。例へば條約には「獨占權」又は「優先權」なる字句を使用せる處、此等の字句を如何様に解釋するかに依り、該規定の適用に付大なる相違を來すべし。之に鑑み極東委員會に於て佛國全權より獨占權の意義を定めむことを提議したるも、會議の容るる所とならずして終れり。故に將來問題發生したる場合、當該事實が果して獨占權又は優先權と云ひ得べきや否や、從て機會均等主義に抵觸するや否やに關して疑問を生ずべし。更に第一項末段の除外規定中特許權、商標權、著作權等は明瞭なるも、「特定ノ商業上、工業上若ハ金融上ノ企業ノ經營……ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利」とあるが其の意味漠然たるに過ぐる嫌なきに非ず。例へば鐵道の如き近代交通機關は或程度に於て獨占的性質を有し、之に密接する競争機關の出現を許さざるものなるも、其の獨占の範圍を如何に決定すべきやは、個々の場合に於ける事實の檢討と經濟的原則とに顧みて決定すべきものにして、此の事實の認定に於て紛議を生ずる虞なしとせず。斯の如く九國條約第三條は從來のものに比すれば非常なる進歩なりと雖も、未だ之を以て完全と云ふことを得ず。

二、九國條約第三條の特色は、其の拘束力の確實性に在り。從來機會均等主義は各種の方法を以て宣明せられたりと雖も、未だ以て多數の諸國を拘束するに至らざりき。「ヘイ」の宣言は多數の諸國に宛てられたりと雖も、其の果して各國の同意を得たりや否やすら疑問に屬すること既述の如し。各國之に同意せりとすも、右は米國と同意國との間の約定にして、二國間に於て拘束力を有するのみにして該同意國が之に反する行動と爲したりとするも、第三國は法律上之に對し何等抗議を提出するの權利なし。一九〇〇年の英獨取極は二國間の約定なるが、之に加盟せる本邦も亦條約締約當事者と同様の地位に置かるゝこととなり、日英及獨三國の關係は拘束せらるべきも、其の他の諸國は之に同意したりとするも、第三國間の關係に拘束力を有せざるなり。而して機會均等主義の如きは支那に關係ある諸國が一致協力するに非ざれば、其の確實なる實施を見ること能はず。九國條約は其の名の示すが如く、日、米、白、英、支、佛、伊、和及葡の九國間の條約にして其の後諸國、瑞典、「ボリヴィア」、「丁抹」、「メキシコ」の五國加入したるを以て、支那に關係ある殆ど凡ての國を網羅せるの觀あり。此等多數の締約國及加入國中、一國たりと雖も之に違反する國あるときは、其の他の諸國は何れも之に抗議を提出することを得るのみならず、同條約第七條には「締約國ハ其ノ何レカノ一國カ、本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ、且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マシト認ムル事態發生シタルトキハ、何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス」とあるを以て、其の他の諸國一致の行動を以て諸國を抑壓することを得べし。即ち、機會均等主義は殆ど完全に近き拘束力を有するに至れり。

三、第三項末段に於て、支那國が機會均等主義を遵守すべきことを規定せるも亦特色たるを失はず。一九〇〇年七月三日の米國の廻狀は機會均等主義を主張せる處、之に對し支那は同意の旨回答したることあり。元來、機會均等主義は支那に於ける經濟活動に關する原則なるか故に、先づ支那が之を恪守するの必要あること言を俟たず。從來の支那の同意は結局同意を與へたる國との間の關係たるに止まり、支那が之に違反するも第三國は支那に對して如何なる措置をも執ることを得ず。

然るに九國條約の成立に依り、締約國及加盟國は何れも支那の違反に異議を提出することを得るに至れり。尤も、支那が右の宣言を實行するや否やは、其の意思と實力、就中其の實力の如何に係る。支那が之を實行せむとするの意思を充分有するとしても、有力なる或國より其の要求を強制せらるるときは、事實上如何とも爲すことを得ず。日露戰爭直前の事態の如き其の實例なり。斯の如く支那の實行力には餘り期待することを得ずと雖も、少くとも形式的には一特色たることを失はず。

四、本件の實施を充分ならしむる爲、諮議院を設置することに定められたることも亦注意を要する事項なり。條約の實施に當り各種の紛議を生ずる虞あることは、第一項に於て既に述べたる所なり。紛議を解決するには國際裁判所を設け、其の判決を強制するを最善の方法と爲すも、斯の如きは實現困難なり。極東諮議院は各種の問題に關し「調査報告」するに止まり、事件の解決に付何等決定權を有せず。其の權限不充分なりと雖も、從來に比すれば一段の進歩たるを失はず。從來は、或事件に付國際紛争を生ずるも、結局自國の主張に執拗なるか、又は實力あるものは結局其の非を貫徹することを得て、之に對する救治の方法なかりき。然るに諮議院設置せられ、之に關し充分なる調査を遂げ之を報告するときは、第三者的立場よりする事件の調査遂げられ、之を報告することに依り世界の輿論に訴ふることを得て、自ら事件を正道に誘導するに至るべし。斯の如く諮議院の設置は一段の進歩なりと雖も、單に決議成りたるのみにして、其の實現を見ざりしことは遺憾なりとす。

第四章 機會均等主義の意義

第一節 機會均等主義に對する誤解

機會均等主義は前來述ぶるが如き階梯を経て發達し來れり。今や吾人は其の意義を明らかにせざるべからず。然れども、之に關しては現在種々の誤解等存するが如く思考せらるるを以て、先づ之を解明するの必要あるべし。

第一に掲ぐべきは、機會均等主義を以て、支那に於て支那人と外國との經濟的活動に關する機會を均等ならしむるの原則となし、此の主義に依り支那は外國人に對し各種の利權を許容すべしと爲すの議論なり。殊に滿洲國が機會均等主義を遵守すべき旨宣言するや、斯かる誤解を抱けるに非ずやと思考せらるる議論の各方面に現はるるを見る。就中本年三月一日の建國宣言に「其有自願投資於新國境內、創興商業、開拓利源、無論何國、一律歡迎、以達門戶開放機會均等之實際」とあるは、字句曖昧なる所あるも、同様の誤解に基けるに非ずやと思考せられざるに非ず。二月十八日を以て發表せられたる東北行政委員會宣言に「更以門戶開放、機會均等主義、與世界民族、共存共榮」とあるも同様の趣旨に出づること明かなり。若し此の議論にして正當なりとせば、機會均等主義は經濟活動に於ける内外人平等待遇と同義語にして、支那主權に對する重大なる制限なり。經濟的活動の重要視せらるる現代に於て、斯る原則を確立し之を支那に適用することは、其の主權の實質を失はしむるに至るべし。一方に於て支那の領土保全及行政保全を高唱せる各國が、斯かる原則を確立したりとは思考せられず。又列國が斯かる原則を主張したりとも、支那が欣然之に同意すべしとは想像せられず。華府會議に於て我幣原全權が外國人に依る支那天然資源の開發を要求したるに對し、支那全權が無條件にては之に應諾せず、慎重なる

答辯をなしたるの事實に鑑みるも、明瞭なるに非ずや。元來支那の經濟的門戸を外國に開放することは、通商條約其他の條約及個々の契約に依り決定せられたる所にして、之を包括的に且つ全般的に開放せしむべき性質のものに非ず。機會均等主義はその發生の頭初より、外國と支那との間の經濟關係を直接規律せむと企圖するものに非ずして、支那に於ける經濟活動に關する外國相互間の關係を規律することを目的と爲せることは、上來述べたる所に依り明瞭なるべし。

第二に、機會均等主義と支那に於ける領土保全主義とを不可分のものなりと論ずる學者あり。The Open Door Doctrineの著書鮑明鈴の如き其の一例なりとす。從來發表せられたる機會均等主義に關する外交文書を見るに、殆ど例外なく機會均等主義を高唱すると同時に、支那の領土保全を主張し居れり。一八九九年の「ヘイ」の宣言にも「支那帝國ノ基礎ノ鞏固及支那ノ獨立保全ノ維持」は合衆國の希望する所なるを述べ（一八九九年九月二十二日「チオート」より「サリスベリー」卿宛書翰）、領土保全主義を暗示したり。一九〇〇年七月三日の米國の廻狀には「合衆國政府ノ政策ハ、恒久的安全ト平和トヲ支那國ニ招來シ、支那國ノ領土的及行政的統一ヲ保全シ、條約及國際法ニ依り外交諸國ニ保障セララル一切ノ權利ヲ保護シ、且支那國ノ一切ノ地方ト均等ニシテ不偏頗ナル貿易ノ原則ヲ世界ノ爲保障シ得ヘキ解決ヲ見出スニ在リ」と述べ、同年十月の英獨取極も其の第一項に於て機會均等主義に關し規定すると同時に、其の第三項に於て「英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現在ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土狀態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ」と規定し、領土保全主義を主張し居れり。その他第一回乃至第三回日英同盟協約、高平「ルト」協定、石井「ランシング」協定等皆同様なり。斯くの如く從來は機會均等主義と領土保全主義とは常に隨伴して宣明せられたり。而して「ウイロービー」教授の論じたるが如く「支那の「分割」が事實となり、其の領土の各部分が他國に委ねらるるに至らば、全くその範圍に於て、門戸開放適用の機會は領土的に制限せらるるに至るべきを以て、兩者の關係は密接なるものあること明らかなり。然れども、從來の凡ての外交文書を通讀するに、兩者を以て不可分なりと定めたるものは一も發見することを得ず。支那の領土が縮少せらるれば、其の範圍に於て機會均等主義適用の範圍は縮少せらるるに至べしと雖も兩者は不可分のものに非ず。

第三に、勢力又は利益範圍及租借地と機會均等主義の關係を如何に見るべきやの問題あり。一八九九年の「ヘイ」の宣言に於ては、右兩者の存在を認むるの前提を以て該主義を主張したり。即ち、其の發生の頭初に於ては此等の特殊地域は機會均等主義と相容れざるものに非ざりしなり。然るに、九國條約成立後に於ては、幾分事情を異にするものあり。支那に於ける勢力又は利益範圍(Sphere of influence or interest)なるものは、其の概念明瞭を缺くと雖も、若し之を以て外國が支那に於て政治上特殊の勢力を有する地域なりと解するときは、支那の行政的保全の原則に牴觸すべし。若し之を以て經濟的のものとして解するときは、之に關する取極めは九國條約第三條の「支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ、商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ、自己ノ利益ノ爲メ一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極」に該當し、機會均等主義に違反することとなるべし。

而已ならず、其の第四條には「締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地域ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス」と規定せるが故に、之を認め得ざること明なり。然れども、此等の規定は遡求效力を有するものに非ざるが故に、將來に於ける勢力範圍の設定を認めざるのみにして、既得のものは其の存続に付何等法律上の拘束を受くるものに非ず。唯英國の如き華府會議に於て、勢力範圍を放棄すべき旨宣言せるを以て、斯かる宣言を爲したる國に限り將來之を主張することを得ず。租借地も亦機會均等主義と牴觸するに非ず、唯將來之を取得せむとする國は、領土的行政的保全の原則に牴觸するに至るべし。

第四に、字句の問題として「門戸開放」(Open Door)なる文字と機會均等(Equal Opportunity)なる文字との關係あり。此の兩者は其の意義を異にすと解するものあり。其の一は、支那の領土保全と、機會均等との二者を併せたるものを「門戸開放」なりとするものにして、例へば鮑明鈴及之に追隨する一派の學者の主張する所なり。然れども吾人は權威ある外交文書に於て、斯かる意味を以て「門戸開放」なる文字を使用せるものを發見することを得ず。學者が兩者を併せたる意味の文字を使用することは其の自由に屬すと雖も、後述するが如く「門戸開放」なる文字の意義が國際條約に於て、明かに確定せられたる今日、斯かる用語例は速かに之を改めざるべからず。其の二は、「門戸開放」とは支那の經濟的門戸を外國に開放するものにして、「機會均等」とは外國人間の支那に於ける經濟的活動に關する機會を均等ならしむるものなりとし、兩者を區別せむとする通俗者流の解釋なり。門戸開放が其の頭初より外國間の問題として取扱はれたるの事實に鑑みるときは、其の誤解なること説明する迄もなかるべし。一九一七年の石井「ランシング」協定には「右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戸開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義(The principle of the so-called "Open door" or equal opportunity for commerce and industry in China)ヲ支持ス」とする處、領土保全主義に關しては、其の前段に別に述ぶる所あるを以て、右に所謂「又ハ」(or)なる文字「即チ」の意味にして、門戸開放とは即ち機會均等にして、二者を同義語と解釋せるものなり。更に一層明瞭なるは九國條約第三條にして「一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ、支那ニ於ケル門戸開放又ハ機會均等ノ主義(Principle of the Open Door or equality of opportunity)ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ……ヲ約定ス」と述べたる後、機會均等主義確保の各種の方法を規定せり。此の場合に於て、門戸開放が領土保全に關係なきことは「商業及工業ニ對シ」と云へることに依り明白なり。更に此の場合に於ける「又ハ」なる字句は「即チ」の意味なること疑義を容るるの餘地存せず。斯くの如くなるを以て、正當なる用字例に従へば、門戸開放と機會均等とは同義語にして二者の間に何等區別存せざるなり。

第二節 機會均等主義の内容

機會均等主義とは、支那に於ける外國人の經濟活動に關し、外國人間の均等待遇を維持するの主義なりと定義することを得べし。(齋藤博士、開市場の性質五八四頁参照)。今之を分析して其の大様を左に概述すべし。

一 機會均等主義の適用範圍

機會均等主義の適用範圍は支那に於ける外國人の經濟活動に限らる。支那國に於ける支那人のみに關する經濟活動に關するものに非ず。九國條約第三條に「支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク、又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコト」とありて、専ら外國人に關する事項なることを明かにせり。從て支那國政府又は其の地方官憲が、特定の支那人に對し、特定の經濟的活動に關する獨占權を與ふるも、機會均等主義に違反するものに非ず。尤も多くの通商條約は支那に於ける商業的獨占を否認する趣旨の規定を設け、例へば佛支天津條約第十四條は「今後清國ニ於テ如何ナル特權アル商事會社ヲモ設立セラルコトヲ得ス、商業ニ對スル獨占ノ實施ヲ目的トスル一切ノ聯合亦同シ……尙ホ清國國憲ハ自由競争ヲ阻礙スヘキ一切ノ事項ヲ除去スルカ爲メ、豫メ禁令ヲ以テ該組合存立ノ防止ニ力ムヘキモノトス」と規定せるを以て、商業的獨占は其の認むる所に非ざるも、機會均等主義の問題に非ず。

既に經濟活動と云へり。機會均等主義は一切の經濟活動及之に關聯する事項に適用せらる。頭初は其の適用範圍を主として通商航海に關する事項に限定し、一八九九年の「ヘイ」の宣言には「各國ノ商工業ニ對シ通商航海海上全然均等ノ待遇ヲ保障セムコトヲ熱望ス」と述べ、一九〇〇年の英獨取極は「清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ、何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ

貿易其ノ他ノ正當ナル經濟活動ノ爲ニ自由ニ開放シ」と云へるは其の間の消息を傳へたるものなり。然れども、一九〇二年の米國の對露抗議は「支那國カ鑛山開掘、鐵道建設其ノ他ノ有ラユル滿洲產業開發ノ方法ニ關スル排他的權利及特權ヲ何レカノ一會社ニ與ヘムトスル協定ハ、合衆國政府ノ決シテ之ヲ輕視スルヲ得サル所」と述べ、支那に於ける外國人の鑛業、鐵道其の他一切の産業開發に適用せらるることを明かにしたり。右米國の主張は未だ各國の同意を得るに至らざりしと雖も、機會均等主義適用の範圍に關し新たなる分野を開拓したるものなり。其の後に於ける各種の約定は、多くは「商業又ハ工業」と云ふのみに止まり、之が細目に付述ぶる所なきは前述の如し。九國條約は或は「商業及工業」と云ひ、或は「商業上又ハ經濟上ノ發展」と云ひ、或は「商業若ハ工業ヲ營ムノ權利、又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那國政府若ハ地方官憲ト共同經營スルノ權利」と云ひ、此等の字句を綜合するときは、經濟活動の全範圍に互るものなることを知るべし。今其の主要なるものを列擧すれば左の如し。

(一) 商業

商業は諸外國の何れも最も深き關心を有するものにして、機會均等主義發生の頭初より最も注意せられたる所なり。支那の特定地域に於ける商業又は特定商品を一外國が獨占するが如きは、通商條約に最惠國條款あるを以て、殆んど不可能なり。往時露國が茶の輸出及滿蒙貿易の獨占權を有したることあるも、右は支那の開國全からざりし過去の遺物に過ぎず。然れども或種の形態に於ける商業の獨占は今日に於ても可能性あり。或鐵道を建設する場合、其の材料は某國より購入すべしと云ふが如き契約を爲すことあり。斯の如きは機會均等主義に違反するものなりとす。而して商業と云ふも、單に商業を營むの權利に適用せらるるのみに非ずして、之に關聯する事項にも適用せらる。其の最も著しきものは關稅なりとす。一八九九年の「ヘイ」の宣言には「支那國暫行關稅率ハ一切ノ前記「勢力範圍」内ニ於ケル一切ノ港ニ向ケ陸揚

又ハ船積セラレタル一切ノ商品ニ對シ、其ノ所屬國籍ノ如何ヲ問ハス適用セラルヘク、且ツ其ノ稅金ハ支那國政府之ヲ徵收スルコト」と述べ、關稅に關する差別待遇を否認したり。日露戰爭後米國政府が大連に於て實施したる帝國の關稅徵收に關し、帝國政府に抗議を提出したるは此の理由に基くものと解せらる。

(二) 航海業

商業と相並んで重要なるは航海業なりとす。一八九九年の「ヘイ」の宣言は「通商航海ニ完全ナル均等ノ待遇ヲ享有ス」と述べ、此の趣旨を明かにせり。航海業も亦航海を爲すの權利其のものに限らず、之に關連する事項を含むものとす。港灣設備の利用其の他の事項に適用せらる。一八九九年の「ヘイ」の宣言には「各國ハ自國船舶ニ課セラルルヨリモ高キ港稅ヲ該「範圍」内ニ在ル一切ノ港ニ來着スル他國籍ノ船舶ニ對シ課セサルヘク」とありて、港稅に適用せらるることを明かにせり。香に港稅に止まらず、燈臺稅の如きも同様なりと解せらる。

(三) 工業

工業(industry)と云ふときは、極めて廣き範圍のものにして、製造業、鑛業、交通業等を包含するが如し。茲には鑛業、交通業は假に別に論ずべし。工業も亦之を營むの權利のみに非ずして、之に關聯する事項を含む。特定の工業を營むの權利を獨占するの不可なるは勿論、特定の工業に投資するの權利を獨占することも亦該主義に違反す。

(四) 交通業殊に鐵道

支那に於ける鐵道は、各種工業中外國より最も注意せられたる所にして、鐵道を中心として所謂利益範圍設定せられたることあり。其の著しき例は露國の北京以北に於ける、獨逸の山東省に於ける、英國の揚子江流域に於ける、佛國の雲南に於ける各利益範圍なりとす。蓋し鐵道は近代的交通機關として之を獨占するものは、當該地方に於ける經濟的勢力を

把握するに至るべきを以てなり。

鐵道に關しては其の敷設權に及ぶは勿論、敷設に要する資金の借款權にも及ぶ。一九〇二年の米國の抗議に於て、滿洲の鐵道敷設に關する排他的權利を露國の一會社が獲得せむとしたるを非難したるは、敷設權に適用せられたる實例なり。大正四年の日支約定に於ては、帝國の滿蒙鐵道借款に關する優先權を定め居る處、斯の如きは其當時に於ては機會均等主義に違反せざりしなるべきも、九國條約第三條成立せる今日斯かる約定を爲すときは、該主義に違反するものたるべし。鐵道に關して更に注意すべきは、料金其の他の待遇問題なりとす。一八九九年の「ヘイ」の宣言には「其ノ「範圍」内ニ於テ敷設、管理又ハ經營セラルル鐵道ノ料金ニシテ、右「範圍」ヲ通過シテ運送セラルル他國籍ノ人民又ハ臣民ノ貨物ニ對シ課セラルルモノハ、同距離ヲ經由シテ運送セラルル自國民ノ同様ノ貨物ニ對シ課セラルルモノヨリ高カラサルコト」と述べ、貨物料金の均等待遇を要求したり。然るに、九國條約第五條は更に其の範圍を擴張したり。其の第一項は「支那國ハ、支那ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ、又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス。殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物カ、支那鐵道ニ依リ輸送セラルル前、若ハ後ニ於テ、之ヲ運搬スルノ船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ、料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ」と規定し、更に其の第二項は「支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民カ特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ、前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ」と規定せり。「如何ナル種類ノ不公平ナル差別」(unfair discrimination of any kind)と云ひ「料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別」(discrimination whatever, direct or indirect, in respect of charges or of facilities)と云へるを以て、常に貨物料金のみならず、一切の事項に及ぶと解せざるべからず。

(五) 鐵 業

鐵道に次いで重要なるは鑛業なりとす。否、往時に於ては支那に於ける外國の鐵道敷設權は、沿線鑛山開掘權を隨伴するものと思考せられたる程なり。例へば、獨逸が山東省に於て鐵道敷設權を取得すると同時に、沿線三十支里以内の石炭採掘權を得たるが如き(膠州委附に關する獨清條約第二章第四條)、露國が東支鐵道敷設權を取得すると同時に其の沿線炭坑採掘權を得たるが如き、其の例なりとす。特定地域に於ける鑛業權の獨占は、利權競争時代に現はれたる現象にして、米國の如きは一九〇二年露國の滿洲鑛業權獨占到對し抗議したり。更に日露講和會議に於て小村全權は「滿洲將軍ト露國官憲トノ間ニ成レル或約束、例ヘハ吉林省ニ於ケル鑛山經營ノ如キハ、前述主義ト相容レサル專有權若クハ專屬的特權ノ性質ヲ有スルモノナル旨」を説示し、鑛業に適用せらるることを明かにしたり。

(六) 金 融 業

金融業も亦其の範圍に屬す。殊に支那は外國の資本に俟つ所多きを以て、金融業は重大性を有す。一九二〇年を以て成立したる四國借款團は、支那に於ける借款を獨占するかの如き感觸を一部に與へたるを以て、華府會議に於て該團が獨占的性質のものに非ざること明瞭にせられたり。其の他支那に於ける銀行其の他の金融業務に付ても同斷なりとす。

(七) 農 業

開市港に於て外國人が農業を營み得るや否やに付ては、支那側は消極説を採れるも是れ不當の主張なり。外國人は農業を營むの權利を有し、之にも該主義は適用せらる。大正四年の約定に依る東部内蒙古に於ける農業合辦權も亦同様なり。以上、機會均等主義の適用を受くる事項中主要なるものを列舉したり。然れども是れ主要事項を列舉したるに止まり、一切を網羅せるものに非ず。要は支那に於ける一切の經濟活動に適用せらるゝものと承知し置くべきなり。

二 機會均等主義の適用限界

機會均等主義は、經濟活動の全範圍に互り適用せらるゝものなりと雖も、之が適用に關しては自ら限界あり、無制限に適用せらるゝものに非ず。即ち左の二方面より制約せらるるものと解せらる。

(一) 經濟活動が適法なること

機會均等主義は、適法なる經濟活動の機會を均等ならしめむとするものにして、不法なる經濟活動に關しては何等の保障を與ふるものに非ず。一九〇〇年の英獨取極第一項には「適法ナル經濟活動」(Legitimate form of economic activity)と云ひ、更に九國條約第三條(ロ)號には「適法ナル商業又ハ工業ヲ營ムノ權利」(The right of undertaking any legitimate trade or industry)と云へり。其の他の外交文書に於ては斯かる文字を缺くと雖も、其の適法なることを要するは條理上當然なるべし。而して如何なる經濟行爲が適法なりやば、對等條約國人と不對等條約國人との間に差別あり。對等條約國人の支那に於ける經濟活動に對しては支那法適用せらるるを以て、其の適法なりや否やは支那の法令、慣習及條理に依りて決定せらる。反之、不對等條約國人の活動に關しては、條約を以て特に定むるものを除きては支那法適用せられず、當該國法適用せらるるを以て、當該國の法令、慣習及條理に依りて決定せらる。

(二) 自由競争の對象たること

經濟活動中には其の性質上自ら獨占的性質を有するものあり、又各國法制上の通念として特定の權利に獨占的性質を有せしむるものあり。斯くの如きは機會均等主義の範圍に屬せず。機會均等主義は經濟活動の機會を均等ならしめむとするものなるが故に、其の根柢を爲す理念は所謂自由競争の確保なり。従つて自由競争の對象たり得る經濟活動ならざるべからず。九國條約第三條第二項には「本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營、又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス」と規定し、自由競争の對象たり得ざるものを除外するの趣旨を明らかにし居れり。今其の適用範圍外に在る主要なるものを左に列擧すべし。

イ、特定の物件を對象とする財産權

特定物の所有權、占有權等が排他的性質を有すること等を俟たず。特定の鐵道を建設及經營するの權利、特定の鑛山の採掘權等皆然り。此等のものに對しては機會均等主義の適用なきこと勿論なりとす。然れども、特定の地域に於て又は全國に於て、特定國人のみが或財産權を享有し得ることを認めしむるは、既に自由競争の範圍内に屬する事項なるを以て、機會均等主義に違反することとなる。

ロ、企業の性質上獨占性を有するもの

或種の企業は其の性質上獨占性を有す。其の最も著しきは交通機關なりとす。鐵道の如き一定の地域内に於ては獨占的性質を有し、之と並行する競争線の敷設は交通經濟上の原則に反す。此の理由に依り、明治三十八年の北京會議錄に定むる滿鐵並行線禁止に關する取極は、機會均等主義に違反するものに非ず。又電話の如きも獨占性を有し、一都市に於ける電話事業は一企業主體に統一獨占せらるる必要あり。その他電車、乗合自動車等の如きも同様に論ずることを得べし。

ハ、商標權

商標權も亦獨占的性質を有するものなりと雖も、特定の商業上の企業に必要な權利として、各國法制上の通念として認めらるゝものなるが故に、適用範圍外に屬す。

ニ 特 許 權

是れ發明の獎勵に必要な權利なるが故に、適用範圍外に屬す。

ホ 著 作 權

是れ研究の獎勵に必要な權利なるが故に、特許權と同様なり。

以上著しきもののみを例示したるが、實際の場合に於て、特定の權利が之に屬するや否やを判斷すること困難なる場合生ずべく、斯る場合に於ては、機會均等主義の精神と條理と社會通念とに依り判斷を下すの外なかるべし。

三 機會均等主義の確保方法

機會均等主義を確保する方法は、之を支那側より見れば、經濟活動の全般に互り最惠國條款を定むれば足りりと雖も、外國側より見れば、實際之にては不完全なること明かとなれり。従て從來の外交文書は此の點に最も主力を濺きたり。今其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

(一) 各國は支那に於ける經濟上の自由競争を阻礙すべき優越權利を自ら取得せざるのみならず、自國民の之が取得を主張せざること

是れ最も必要なり。各國は利權競争時代に於て國として之を取得し、又は自國人をして之を取得せしめたり。日露講和會議錄に「今後露國ハ……機會均等主義ニ反スル特權等ヲ滿洲ニ於テ主張セ……サルヘシ」と云へるは此の趣旨を明かにせるものなり。又九國條約第三條第一項は一層明瞭に「支那以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約ス」と規定したり。

(二) 各國は他國の優越權利を取得する事を援助せざるのみならず之を認めざること。

一國が他國の機會均等主義違反の行爲を援助するときは、之を助長することとなり、該主義の實施を妨ぐるること明かなり。設ひ之を援助せずとも、之を承認するときは其の結果に於て之が援助と同様となるべし。一九〇〇年獨逸は英國との間の取極を以て、機會均等主義を約定したるに拘らず、間もなく露國が滿洲に於て之に違反するが如き行動を爲したる場合に、滿洲は支那に非ずと宣言したるが如きは、間接に露國に援助を與へたるものと云ふことを得べし。一八九九年の英露取極に於て、英國は長江流域に於て、露國は長城以北に於て、夫々鐵道に關し特殊的地位を有する旨を定めたるが如きは、兩國が相互的に優越權利の取得を承認したるものと云ふことを得べし。此等の事實に鑑み、「ヘイ」の宣言の頭初より之を否認するの態度を採り居れり。即ち一八九九年九月二十二日附「チオート」より「サリスベリー」卿宛書翰には「合衆國政府ハ、最近締結セラレタルカ如キ諸協定ニ基キ、支那帝國內ノ一切ノ地方内ニ於ケル或國ノ排他的權利、又ハ右一切ノ地方ニ對スル支配ヲ決シテ承認セサル」旨述べたり。又一九〇二年の對露抗議に於て、露國の滿洲に於ける斯かる權利の取得を否認したることは既述したる所なり。更に日露講和會議錄には「今後露國ハ、機會均等主義ト相容レサル特權等ヲ滿洲ニ於テ有スルコトヲ主張シ、若ハ此ノ如キ主張ヲ援助セサルヘシ」と述べ、同様の趣旨を明かにしたり。九國條約には斯る意味の文字なきも、明文の解釋と同様の歸結に到達するものと解せらる。

(三) 各國は各自國民相互間に優越權利を設定することを援助せざること

各國は政府自ら斯かる協定を爲さずとも、各國民間に斯かる協定を締結することあり。之を各當該國政府が支持するときは機會均等主義は實行せられず。其の實例としては、一八九八年英獨銀行業者間に協定を締結して、兩國の鐵道に關する利益範圍を定め、兩國政府之を支持したることを擧ぐることを得べし。從來の外交文書に於ては、斯かる行爲を非

認するものを發見せず。然るに九國條約第四條は「締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的機曾ヲ享有スルコトヲ定ムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス」と規定し、此の趣旨を明かにしたり。

(四) 支那が機會均等主義を遵守すること

支那が機會均等主義を遵守すべき旨聲明したることは一再ならず。九國條約第三條第二項にも「支那國ハ本條約ノ當事者タルト否トヲ問ハス、一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約ス」とあり。此の支那の遵守は之を忠實に履行すれば、極めて有力なる確保方法なりと雖も、同國の實力不足の結果大なる期待を掛くるを得ず。故に之を確實ならしむるには、次に述ぶる方法に俟たざるを得ず。

(五) 支那の機會均等主義遵守の爲に執るべき措置を各國が妨礙せざること

是れ支那の實行を妨礙せざるが爲必要なり。之に關しては日露講和條約第四條に「日本國及露西亞國ハ清國カ滿洲ノ商業ヲ發達セシムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ約ス」とあり。九國條約には斯かる明文を缺くと雖も、其第三條第二項の反面解釋上當然同様の趣旨と解せざるを得ず。以上述ぶるが如く、機會均等主義の確保方法として各種のもの案出せられたりと雖も、其の根本を爲すものは各國が之を忠實に遵守する意思を有せりや否やに歸着すべし。

四 機會均等主義の適用地域

機會均等主義は、支那に於ける外國人の經濟活動に關するものなり。從て其の適用せらるる地域は支那の全版圖なり。從來特定の場合、特定の地域(例へば日露講和條約に於ける滿洲)に於ける該主義の遵守を約定したることあるも、是れ、支那領土の一部としての該地域を特に指示したるものにして、他の支那の地域に於ては之を遵守するを要せざるの意味に非ず。一八九八年の「ヘイ」の宣言は、適用地域として特に租借地及勢力範圍を指示し、一九〇〇年の英獨取極は「清國ノ河川及沿岸ノ諸港」と明示せるも、其の他の多數の外交文書に於ては單に支那と云へるのみ。九國條約に於ては「支那ノ何レカノ特定地域」(any designated region of China)と云ひ「支那ニ於テ」(in China)と云ひ「支那領土ノ特定地方」(designated parts of Chinese territory)と云ひ、何れも支那の全領域に及ぶものなることを明かにせり。然るに、往年獨逸が滿洲は支那に非ずと聲明したる實例もありて、茲に支那とは何ぞやなる問題を生ず。是れ實に華府會議に於て佛國全權「ブリアン」氏の提起したる問題なりとす。之に對して支那全權顧維鈞氏は、約法を引用して支那本部二十二省、内外蒙古、西藏青海を以て支那とすべしと主張したるも、會議は斯かる憲法問題に觸るることを避け、米國全權「ルート」氏の「要するに、各種の條約及宣言中に、既に屢次使用せられたる字句を變更を加へずして使用すること望まじきが如し。予は用語を制限し、又は擴張すべからざるものと思考す」なる提議に従ふこととなり、之に關しては何等決定する所なかりき。故に此の場合、支那とは各國の認めて以て支那と爲す地域なりと解釋するを妥當とすべし。今支那に於ける各種の地域を列舉して、之が適用せらるるや否やを明瞭ならしむべし。

(一) 租 借 地

租借地が租借國の領土なりや、將又支那の領土なりやに關しては異論存すべし。其の性質如何なるものなりとも、機會均等主義は之に適用せらるべし。一八九九年の「ヘイ」の宣言には「各國ハ其ノ支那ニ於テ領有スル……租借地内ノ一切

ノ條約港又ハ一切ノ既得利益ニ如何ナル方法ニ於テモ干渉セサルコト」とありて、此の趣旨を明瞭ならしめたり。尤も、機會均等主義は經濟活動のみに關するものなるが故に、租借國の行政權は其の適用を受けざるものとす。

(二) 開 市 場

一九〇〇年の英獨取極にも明示せる所にして、支那に於ける外國人の經濟活動の中心地として、之が適用を受くること勿論なり。

(三) 鐵 道 附 屬 地

南滿及東支兩鐵道附屬地が、機會均等主義の適用を受くる地域なることは、日露講和會議錄の明示せる所なり。

(四) 勢 力 範 圍

支那に於て勢力範圍なるものが現在存在し得るや否やは、法律論は別として、實際上は疑問なるべきも、若し右にして存在するとせば、機會均等主義は適用せらるべし。一八九九年の「ヘイ」の宣言は主として勢力範圍内に於ける問題を取扱ひたることに徴するも明かなり。

(五) 雜 居 地

隣國は北滿の一部、伊犁、新疆等に雜居地を有せり。同國は此等の地方に第三國人の雜居するを認めざりしと雖も、是れ適法の主張に非ず。斯かる地域にも機會均等主義は適用せらるるものと解せざるべからず。又帝國は大正四年の約定に依り、南滿洲に於て商租權、營業權及居住往來權を取得し、又東部内蒙古に於て農業合辦權を取得したるか、之に關し華府會議に於て、米國全權は「右許與が排他的の趣旨を以てせられたるものに非ずと解し、過去に於て爲したるが如く米支間の條約中の最惠國條款に基き、米國人民に歸屬すべき利益を支那國政府に對し彼等の爲に要求すべし……合

衆國は其の人民の支那に於て、商工業に従事し得る一般的權利に影響ある一切の問題に付爲したるが如く、本件に付ても一切の國民に對する均等主義を主張するは、合衆國政府の傳統的的政策なり」と陳述したり。此等の地域に於ても適用あること勿論なりとす。又雜居地とは云ふを得ざるも、帝國は五案件協約に依り、滿鐵本線及安奉鐵道の沿線に於ける鑛山合辦權を取得したる處、是亦機會均等主義に従ふ旨米國に通告したり。

(六) 内 地

支那内地に於て適用ある旨を明かにしたるものなしと雖も、「支那ノ何レカノ特定地域」(any designated region of China)と云ふ以上、之に適用あること勿論なり。尤も外國人の一般内地に於ける經濟活動は、條約上極めて制限せられ居れるが故に、適用事項は多からざるべし。實際問題となるは鐵道及鑛山の如きものなりとす。

第五章 機會均等主義と滿洲國

上來敘述したる所は、支那に於ける機會均等主義の問題なり。然るに、滿洲國は本年三月一日を以て建國宣言を中外に發表したり。此の宣言のみに就て見れば、右三月一日を以て滿洲國が成立したりや否やは、疑問を挾む餘地ありと雖も、三月十二日の對外通告には「一九三二年三月一日ヲ以テ中華民國ヨリ分離シ「滿洲國」を創設シタルコトヲ通告ス」とあるを以て、三月一日を以て成立したるものと看做すべきなり。故に本年三月一日以降は、滿洲は支那領土たらざるに至れり。然れども、滿洲國は其の舊本國たる中華民國を始めとして、各國の未だ之を承認せざる所なり。外國の立場より見れば、滿洲國政府なる事實上の政府(*de facto Government*)の存在は、之を事實上否認するを得ずと雖も、右は事實上の存在を認むるに止まり、獨立國政府たることを法律的に承認するものに非ず。外國の立場より見れば、事實上存在せる一獨立地方政權たるに止まる。滿洲國が支那國領土に非すと云ふことは、滿洲國自身の立場よりすれば、之を主張することを得べく又之を主張せざるべからずと雖も、外國の立場より見れば、滿洲は依然として法律上支那の領土たり。故に、外國(支那を含む)の立場より見れば、九國條約其の他の諸條約は依然として滿洲にも適用せられ、機會均等主義は適用せらるるなり。斯の如くにして承認前に於ては、滿洲に關する機會均等主義には、何等法律的事態の變化なきものと解せざるべからず。問題は承認後に於ける事態に存す。滿洲國が承認せらるるに至れば、滿洲は支那領土たらざるに至る。機會均等主義は支那に關するものなるが故に、支那領土に非ざれば適用せられず。從來の外交文書に徴するも、其のことは明瞭なりとす。日露講和條約第四條は特に滿洲を問題とせるも、「清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムムカ爲、列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セス」とあるを以て、滿洲が支那領土たることを前提とせるものにして、支那領土たらざるに至れば

此の規定は其の效力を失ふべし。其の他の機會均等主義を定むる諸條約、諸約定は、滿洲國に關する限り其の效力を失ふに至るべし。斯の如くにして、純粹に法律上より考察すれば、滿洲國は白紙状態となる。諸外國が滿洲國に於て之を遵守するの義務なきは勿論、滿洲國自身も特別の意思表示を爲さざる限り、之を遵守するの義務なし。

然るに、滿洲國は前述の如く、二月十八日の宣言及特に三月一日の建國宣言に於て、機會均等主義の實現を期する旨述ぶる所ありたり。此等の宣言の趣旨には、曖昧なる點あること前述の如くなりと雖も、三月十二日の對外通告に於ては「諸外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ關シテハ、門戶開放主義ヲ遵守スルコト」と述べ、之を正當なる意義に使用し、之を遵守するの意思を宣明したり。此等は一方的宣言にして、滿洲國は何時にても之を取消すことを得べく、相互的に何等の義務を負擔することなしと雖も、右は單に法理論たるに止まる。建國宣言と云ふが如き、又建國最初の對外通告と云ふが如き最重要なる宣言に於て、其の意思を明らかにせる以上、右は滿洲國建國の根本方針と解すべく、少くとも道義的實際的の立場に立つ限り、儼乎として其の義務を負擔すべきなり。

滿洲國は實際上機會均等主義を遵守するの義務を負擔せり。然らば、滿洲國の遵守すべき機會均等主義の内容は如何なるものなりや。二月十八日及三月一日の兩宣言の爾く解せりと思はせらるるが如く、經濟的活動に關する内外人の機會を均等ならしむるの原則と解すべきや。果して然りとすれば、滿洲國は經濟的活動に關する一切の權利を、外國人に對しても自國民と同様に享有せしめざるべからざることとなり、此の點に於て滿洲國は著しき主權の制限を受くることとなる。經濟活動に關する一切の權利と云ふときは、公法及私法の各方面に亘るべく、斯くの如きは從來の諸國の法制に於て、其の實例を見ざる破天荒のことたるべし。一九三〇年國際法協會の採擇したる所謂新人權宣言は、單に學者の理想を表示せるに止まると思考せらるる處、之すら單に「各人ニ生命、自由及財産ニ關スル均等ナル權利ヲ許容スルコトハ各國ノ義務ナ

リ」と規定せるに止まる。若し滿洲國にして、右の如き權利を外國人に享有せしむるとせむか、滿洲國は殆むど近代國家たるの態様を具備せるに至るべし。故に對外通告に云へるが如く、外國人相互間に機會を均等とならしむるの原則と解せざるべからず。斯の如く解するも、尙ほ其の内容に關し検討すべき問題あり。機會均等主義は一八九九年の「ヘイ」の宣言より一九二二年の九國條約に至る迄二十餘年の間に發達を遂げたり。其の發達の各階段に於ける該主義は其の内容同一ならず。滿洲國の遵守すべき該主義は如何なる内容のものとなすべきや。機會均等主義に關する各種の國際約定は滿洲國に對し拘束力を有せず、殊に九國條約第三條第二項の支那國の該主義遵守に關する規定は、法律上滿洲國に適用せらるべきものに非ずと雖も、右は單なる法律論たるに止まる。滿洲國が既に之を遵守すべきことを宣言せる以上、其の内容は國際通念に依り決定せる所に從ふべきものと解せざるべからず。機會均等主義に關する國際通念の最も明白なる表示は、九國條約其の他の諸約定に在り。故に、滿洲國は九國條約其の他の諸約定に於ける機會均等主義に關する諸規定を内容的に（形式的に非ず）遵守するの義務あるものと思はす。

諸外國は如何なる態度を採るべきや。諸外國は滿洲國を未だ承認せず、從て滿洲國に對して如何なる經濟政策を以て蔽むやを明かにせるものなし。諸外國が滿洲國に於て機會均等主義を採るや否やは、一に向後に於ける諸外國の意思表示に俟たざるべからず。帝國以外の諸國は滿洲國に於ても該主義を採ること最も有利なり。外國人間には帝國が滿洲國に於て、該主義を無視して獨占的地位を確立するに非ざるやを懸念せる者ありと傳へらる。斯の如くなるを以て、滿洲國自身既に該主義を遵守すべきことを表明せる以上、帝國以外の諸國は其の機會來らば、該主義を採るべき旨の意思表示を爲すものと期待せざるべからず。

帝國は如何なる態度を採るべきや。帝國の滿蒙に於ける特殊の地位は、日露戰爭以後に於ける帝國の終始一貫せる主張

にして、此の主張は滿洲國獨立後に於ても變更せられざることは、客年以來の各種宣言に徴して明瞭なりとす。然れども之と同時に、機會均等主義を採ることも、日露戦争以前より今日に至る迄、終始一貫宣明し來れる事項なり。滿洲國の成立に關し、諸外國が帝國に對し猜忌の眼を向け居れることは周知の事實なり。諸外國人中に帝國の獨占政策に關し懸念せる者あること前述の如し。殊に本年一月八日附米國抗議には「米國政府ハ、茲ニ日本帝國政府及支那共和國政府ノ雙方ニ對シ、米國政府ハ支那共和國ノ主權、獨立又ハ領土的若ハ行政的保全及一般ニ門戶開放ノ名ヲ以テ知ラルル支那ニ關スル國際政策ニ關スルモノヲ含ム米國、又ハ其ノ人民ノ支那ニ於ケル條約上ノ權利ヲ侵害スルカ如キ一切ノ事實上ノ狀態ノ合法性ヲ容認シ得サルコト」を述べ居れり。斯かる事態に於て、帝國が滿洲國に於て該主義を遵守せざることは、法理論は兎も角として、國際關係より見て好ましからず。而かも、右一月八日の米國抗議に對し帝國政府は一月十六日附を以て回答し、「貴大使ノ特ニ言及セラレタル所謂「門戶開放」ノ政策ニ關シテハ、曩ニ屢々言明セルカ如ク、帝國政府ニ於テ極東ニ關スル政策ノ樞軸ト認ムル所ニ有之唯々憾ムラクハ、支那全土ニ亘ル不安定ナル事態ノ爲、右政策ノ效果著シク減殺セラレ居ル事態ナルモ、帝國政府ハ其ノ力ノ及フ限り滿蒙ニ於テモ支那本部ニ於ケルト同様、常ニ門戶開放ノ政策ヲ維持セムコトヲ期スルモノニ有之候」と述べたり。即ち知る、帝國政府は滿蒙に於ても該政策を採る意思を表明せることを。右は滿洲國成立以前の聲明なりと雖も、既に「帝國政府ニ於テ極東ニ關スル政策ノ樞軸ト認ムル所」(regard that policy as the cardinal feature of the policies of the Far East)と云へる以上、此の政策は滿洲國の成立と否とに拘らず、變改するを許さざるべし。殊に他方、滿洲國自ら該主義を遵守すべき旨宣言せるあり。此等の事情を綜合するときは、現在承認せざる帝國が、九國條約其の他の國際約定に依り之を遵守すべき法律上の義務を負擔せることは勿論、將來滿洲國を承認したる後と雖も、同様に滿洲國に於ても該主義を遵守すべき重大なる道義的義務を負擔し、其の義務の壓力は法律上のものと何等異なる所なしと解せざるべからず。

要之、機會均等主義に關しては、法律上の議論としては疑義を挾む餘地存するも、實際上の問題としては、滿洲國は滿洲國夫れ自身の立場よりするも、外國の立場よりするも、支那國と同様の地位に在るものと思考せらる。

結 論

滿洲國に於て帝國が經濟上獨占的地位に立つことは、外面は兎も角内心は其の望む所なるべし。斯かる地位を確保するには、帝國が獨占權又は優先權を享有するを以て、最も有效なる方法とすべし。然れ共滿洲國が斯かる特權を帝國政府又は臣民に與ふことは、其の宣言に違反するの行爲なり。又帝國が斯る特權を要求することは、國際信義の重大なる違反なり。帝國は今や其の好むと好まざるとに拘らず、機會均等主義を遵守せざるを得ざる立場に在り。

機會均等主義の意義内容は前述したる所なり。是れ、經濟上に於ける各國の公正なる自由競争を保障せむとするものなり。自由競争と云ふことに依りても知らるるが如く、該主義は所謂「ブルジョア、イデオロギー」に其の出發點を有す。故に契約自由の原則を主張し乍ら、他面階級的不平等の出現を顧みざると同様、形式的に自由競争を阻害すべき特權を設定せざれば、該主義は忠實に遵守せられたるものと認められ、結果に於て獨占的地位を占むるも其の關する所に非ず。例を擧げて説明すべし。

滿洲國に於ける石炭の採掘權は日本臣民に限り之を與へ、又は之を與ふる場合には日本人優先權を有すと定むるが如くは、明白に機會均等主義に違反するものなり。然れども日本人が何等斯かる形式的なる特權を有することなく、其の經濟的實力に依り個々の炭礦の採掘權を個々に取得し、結局滿洲國の石炭採掘權の全部が、日本人の手に歸し日本人に依り獨占せらるるに至るも、該主義に違反するものに非ず。

斯の如くなるを以て、滿洲國に於ける機會均等主義確立するも、帝國が其の經濟を實際的に獨占することは不可能に非ず。之を把握し得るや否やは、一に係りて帝國の實力如何に在り。日本人の經濟的能力、資本金等が實際強大なりとせば、

其の他の點に於て有利なる地位に在るを以て、滿洲の經濟を把握すること易々たるべし。唯此の際問題となるは英米等の經濟的實力なりとす。帝國は滿洲國に於て少くとも形式的には、諸外國との關係に於て「フェア、プレー」の立場に置かるることとなる。此の場合に於て帝國と競争する國は、英、米及露の諸國なりとす。其の中最も恐るべき競争國は、強大なる經濟的實力を有する米國なりとす。英國は既に老朽に傾きつつあるが如しと雖も、其の多年養ひたる經濟的實力は未だ蔑り難きものあるのみならず、奉山鐵道を中心として滿洲に於て地盤を有せり。露國の東支鐵道を中心とする地盤の重要なものは勿論、計畫經濟を着々として進捗せしめつつある同國の將來は逆睹し難きものあり。此等諸競争國の存在に顧みるときは、帝國の滿洲國に於ける將來の地位は決して樂觀を許さずと雖も、去りとて悲觀するを要せず。帝國は日露戰爭後、滿洲國成立せる今日よりも遙かに不利なる周圍の事情の下に在りて、現在より遙かに弱少なる經濟的實力を以て、現在の如き經濟的地盤を滿洲國に於て築き上ぐることを得、支那の排日運動と戦ひつつ、實際上滿洲經濟の「ヘゲモニー」を保持することを得たり。滿洲國成立後に於ては、形式上は兎も角實質上に於ては、其の政治的「ヘゲモニー」は帝國の手に歸すべく、夫れ丈け帝國の經濟活動は有利なる状態の下に置かるること明かなり。他方に於て排日運動は徹底的に終熄すべし。斯の如き事態に置かれ乍ら、機會均等主義に制約せらるることありとも、帝國が滿洲經濟を把握することに成功せずとすれば、帝國は本來滿洲に於て發展する實力を有せざるものと謂はざるべからず。帝國にして其の方策を謬らざるに於ては、斯かる事態は決して發生せざるべく、之を憂慮するが如きは單なる杞憂に過ぎざるべし。而かも、機會均等主義は單に形式的の均等を確保せむとするに過ぎざるを以て、各個の場合に於て形式的獨占又は優越を回避して、實質上の獨占又は優越の地位を獲得する方法は、注意深く研究するに於ては何時にても之を發見することを得べし。帝國は機會均等主義は之を遵守せざるべからずと雖も、決して之を恐るるの必要なし。

今や經濟調査會に於て、滿洲國經濟に關する諸般の政策考究せられつつあり。此等の政策は如何なる場合に於ても、帝國との關係に於て考察せられつつあるものと信ずる處、帝國との關係に於て之を立案する限り、如何なる場合に於ても機會均等主義と背反せざるや否やを考慮し、其の背反するものは之を避け、形式上之に背反せざる様の仕組と爲し、専ら實際上の運用に着眼して立案せざるべからず。殊に機會均等主義と密接なる關係あるは、統制經濟と關稅政策となるべし。統制經濟は、機會均等主義と通商條約に於ける獨占禁止の規定との爲に、之を徹底的に實行することは或は不可能に非ずやと思考せらる。關稅政策の如きも、單り帝國のみ特殊の地位に置くことは、機會均等主義の許さざる所なりやと思考せらる。

要するに筆者は上述したる趣旨に依り各部の經濟政策立案に際し、機會均等主義に牴觸せざる様細心に注意せらるると共に、帝國の滿洲に於ける實質的優越地位を建設する様、賢明なる方策を樹立せられむことを切望するものなり。

昭和七年七月十五日印刷
昭和七年七月十五日發行

編輯
行人兼

南滿洲鐵道株式會社經濟調查會
貴島克己

印刷人

大連市東公園町三十一番地
吾妻力松

印刷所

大連市東公園町三十一番地
滿洲日報社印刷所

發行所

南滿洲鐵道株式會社

475

寄贈

475



湖南
省立
第一
師範
學校
圖書館

湖南
省立
第一
師範
學校
圖書館
藏書
目錄
第一
冊
第一
頁

27 477

